

泉区連合自治会町内会長会 3月定例会

開催日時 令和5年3月17日（金）
14:30～

1 市連会3月定例会報告事項

- (1) 令和5年度日本赤十字社会費募集について
【健康福祉局】・・・・・・・・・・〔4月区連会にて説明〕
- (2) 令和5年度LED防犯灯整備事業について
【市民局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕
- (3) 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」ご協力への御礼及び単純集計結果（速報）について
【市民局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(3)で説明〕
- (4) 「令和5年横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について
【市民局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(1)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 「令和5年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について (市民局地域活動推進課)	周知依頼 資料1★
--	---------------------

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和5年度もこれまでと同様に、継続して実施します。
補償内容は令和4年度と変更はありませんのでよろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(2) 令和5年度 LED 防犯灯整備事業について (市民局地域防犯支援課)	周知依頼 資料2★
---	---------------------

令和5年度は、電柱へのLED防犯灯及び鋼管ポールLED防犯灯の新設工事を行います。設置を希望する自治会町内会は、地域振興課にて申請書をお受け取りのうえ御提出くださいますよう、よろしくお願いします。

申請書の提出期限は、令和5年5月31日（水）となりますのでよろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(3) 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」へのご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について（市民局地域活動推進課）	報 告
	資料 3 ★

令和4年11月区連会において依頼をいたしました「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」のご回答にご協力いただき、ありがとうございました。現在、集計分析を進めているところですが、単純集計の速報版をまとめましたので情報提供いたします。

いただいた御意見をもとに、自治会町内会の皆様の負担軽減に向けた本市の施策の検討等に活用してまいりますので、よろしくお願いします。

(4) 泉区自治会町内会現況届について（泉区地域振興課）	協力依頼
	資料 4 ★

全ての自治会町内会について、「自治会町内会現況届」を令和5年6月末日までに御提出ください。前年度提出された現況届の内容に変更がない場合でも、提出が必要となりますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(5) 法人化している自治会町内会に係る変更届の提出について（泉区地域振興課）	協力依頼
	資料 5 ★

法人化している自治会町内会は、団体の代表者・区域・規約等を変更したときは、区長への届出が必要となりますのでよろしくお願いします。

◆依頼事項

法人化している自治会町内会長への協力依頼です。

(6) 泉土木管内工事について（泉土木事務所）	情報提供
	資料 6

(7) 泉区の治安情勢等について（泉警察署）	情報提供
	資料 7

(8) 火災・救急状況について（泉消防署）	情報提供
	資料 8

3 依頼事項（補助金関係）

(9) 「町の防災組織」活動費補助金に係る令和5年度交付申請及び令和4年度実績報告について (泉区総務課)	情報提供
	資料9★

町の防災組織による防災活動を充実していただくために、令和5年度においても「町の防災組織」活動費補助金を交付しますのでよろしくお願いします。

令和5年度交付申請及び令和4年度実績報告の提出期限は、令和5年8月31日（木）となりますのでよろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(10) 令和5年度 自治会町内会等対象の補助事業について (泉区地域振興課)	情報提供
	資料10★

地域の活動支援の一助として、次の補助事業を実施します。

<対象>自治会町内会、地区連合自治会町内会

- (1) 「地域活動推進費」及び「地域防犯灯維持管理費」補助金
- (2) 泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金

<対象>地区連合自治会町内会

- (3) 防犯活動支援事業補助金
- (4) 泉区地域ごみ減量化推進活動補助金

◆依頼事項

自治会町内会長及び地区連合自治会町内会長への情報提供です。

4 その他

(11) 泉区保健活動推進員だより「いずみ（第26号）」の発行について (泉区福祉保健課)	情報提供
	資料11★

年1回発行している、泉区保健活動推進員だより「いずみ（第26号）」が完成しました。保健活動推進員の役割や活動について広く周知するため、情報提供をします。

(12) 令和4年度泉区地域協議会の意見書について (泉区地域力推進担当)	情報提供
	資料12

泉区地域協議会から「改めて考える 地域の防災力」をテーマに検討した意見書の提出がありましたので、情報提供をいたします。

(13) 泉区自治会町内会区域図について (泉区連合自治会町内会長会事務局)	情報提供 資料 13★
---	----------------

泉区自治会町内会区域図（令和 5 年 1 月現在）を作成しましたので、参考に送付します。

(14) 令和 5 年度「横浜市交通安全運動実施計画」について (横浜市交通安全対策協議会)	情報提供 資料 14
---	---------------

令和 5 年度「横浜市交通安全運動実施計画」についてお知らせします。

(15) 令和 5 年度新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要項 (横浜市交通安全対策協議会)	情報提供 資料 15
---	---------------

令和 5 年度新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要項についてお知らせします。

4 月定例会 日時：令和 5 年 4 月 19 日（水）午後 2 時 00 分から

会場：4 A B C 会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和5年3月20日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和5年度 3月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

3月17日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、3月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	「令和5年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について 区連会議題1 【市民局地域活動推進課】	1部
2	令和5年度 LED 防犯灯整備事業について 区連会議題2 【市民局地域防犯支援課】	1部
3	「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」へのご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について 区連会議題3 【市民局地域活動推進課】	1部
4	泉区自治会町内会現況届について 区連会議題4 【泉区地域振興課】	1部
5	法人化している自治会町内会に係る変更届の提出について ※法人化している自治会町内会にのみ送付しています 区連会議題5 【泉区地域振興課】	1部
6	「町の防災組織」活動費補助金に係る令和5年度交付申請及び令和4年度実績報告について 区連会議題9 【泉区総務課】	1部
7	令和5年度「地域活動推進費」及び「地域防犯灯維持管理費」補助金の交付申請について 区連会議題10-1 【泉区地域振興課】	1部
8	令和5年度泉区自治会町内会広報掲示板に係る整備補助について 区連会議題10-2 【泉区地域振興課】	1部
9	泉区保健活動推進員だより「いずみ（第26号）」の発行について 区連会議題11 【泉区福祉保健課】	1部
10	泉区自治会町内会区域図について 区連会議題13 【泉区連合自治会町内会長会事務局】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：森田 TEL 800-2391

市連会 3 月定例会説明資料
令和 5 年 3 月 10 日
市民局地域活動推進課

「令和 5 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 5 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 5 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 5 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 4 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 5 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 5 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・笹尾

電話：045-671-3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。

補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対 象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② 無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある（他人や社会に貢献する）活動

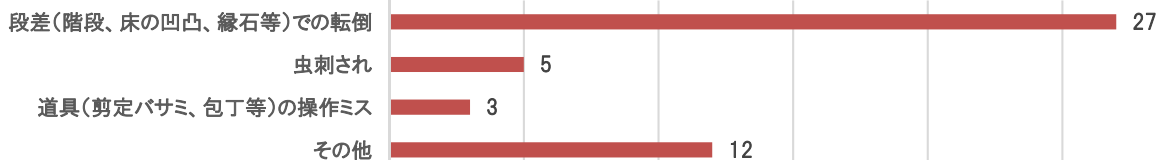
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊤防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊥本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊦本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故 ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損 ・ 活動者の親族に対する事故 等	・ 熱中症 ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの ・ 細菌性食中毒 ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故 ・ 重大な過失による事故 ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市民市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和5年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お願い1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

泉区地域振興課	電話045-800-2397
市民局地域防犯支援課	電話045-671-3709

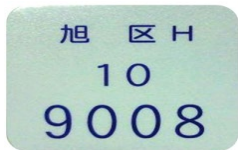
***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

***防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。**

***鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。**

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年とされている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住まいの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住まいの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住まいの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

＜コラム2 LED 防犯灯事業の現状＞

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED 防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代（令和4年度）

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED 防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支課までお問い合わせ、御相談ください。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和 5 年度の新規設置灯数は、電柱タイプが 180 灯、鋼管ポールタイプが 18 灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月 31 日(水)までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

3 令和 5 年度の L E D 防犯灯の新設予定数について

電柱への L E D 防犯灯の新設・・・・・・・・・・180 灯（昨年度 300 灯）

鋼管ポール L E D 防犯灯の新設・・・・・・・・・・18 灯（昨年度 一時休止）

【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・ 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・ 灯具は、東電柱又は N T T 柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・ 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・ 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【注】この事業は、令和 5 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞

泉区役所 地域振興課 寺谷・夏目

電話 8 0 0 - 2 3 9 7

Fax 8 0 0 - 2 5 0 7

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11 月から 1 月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

1 アンケート回収状況

電子申請： 606 件

郵 送 等：1,132 件

合 計：1,738 件（回答率：61.0%）

約 6 割の方にご回答いただきました！

2 アンケート結果について

(1) 横浜市からの情報周知

＜方法＞「資料＋説明」が適切（上位 3 位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

＜改善すべき点＞（上位 3 位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

(2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

＜難しい理由＞（上位 3 位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

(3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組（上位 3 位）

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

(4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

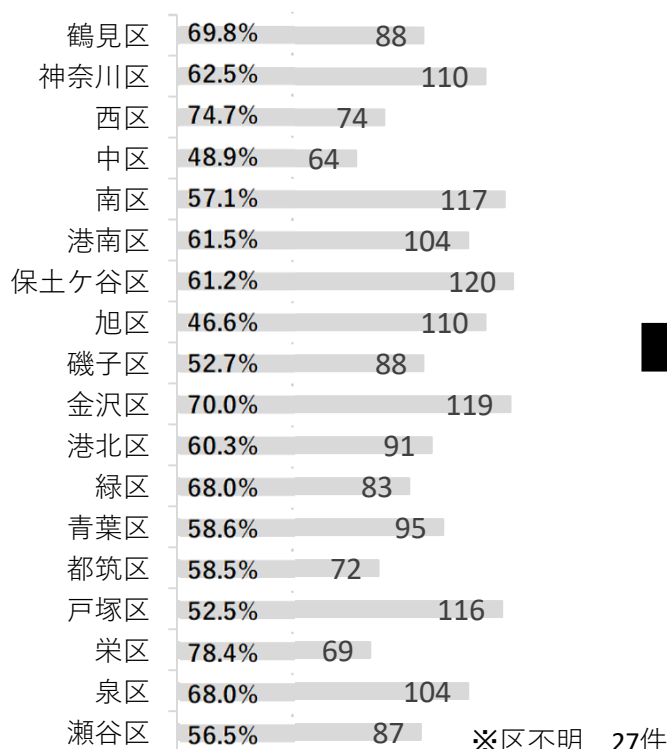
【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

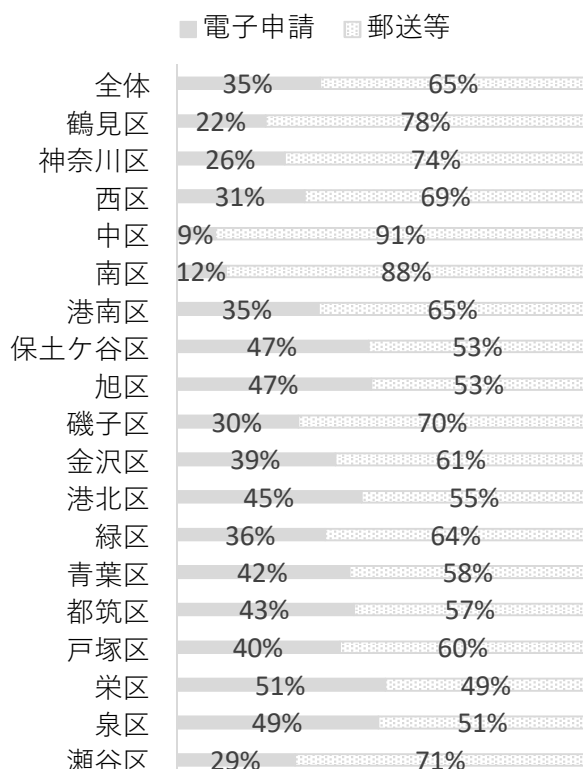
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

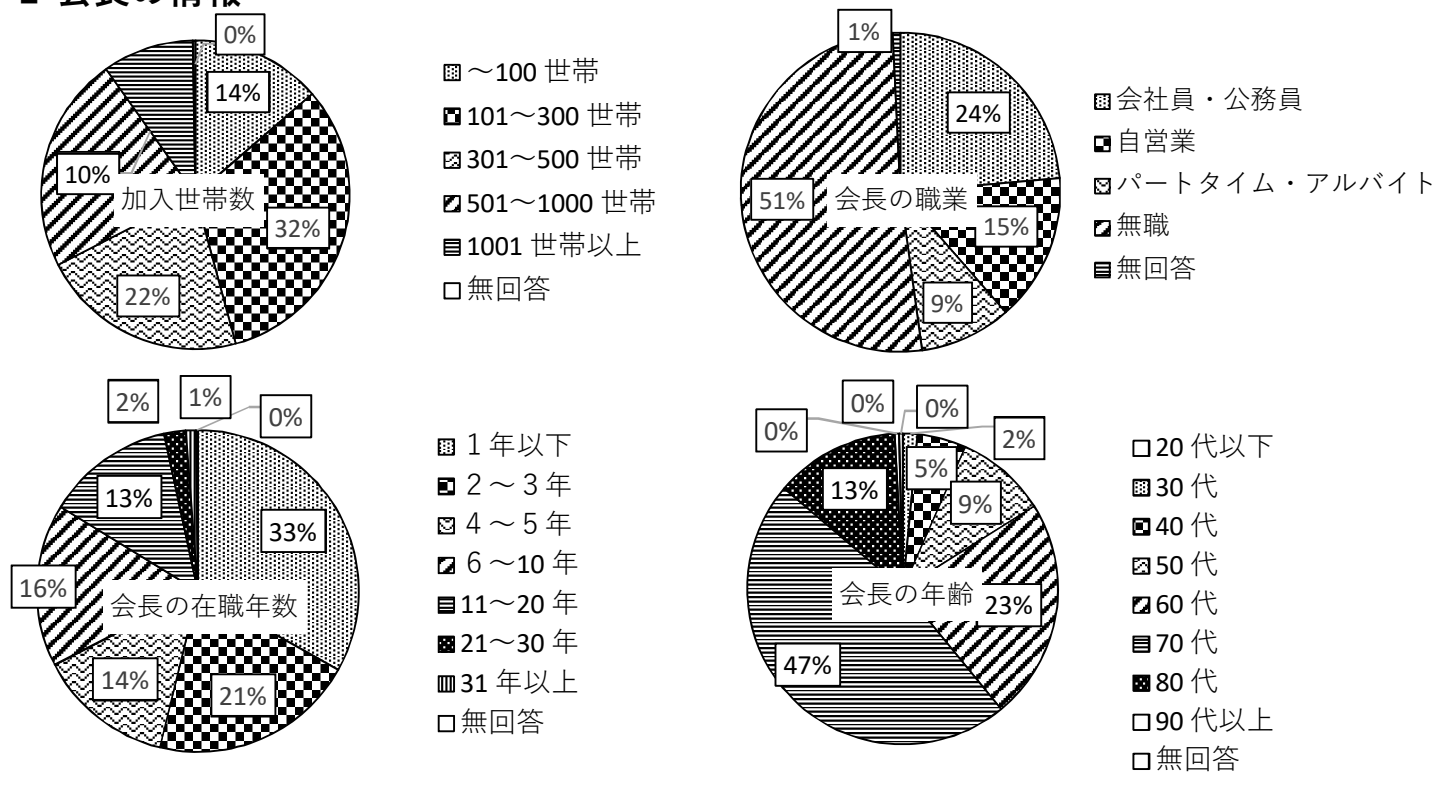
区別回収率、回収数



電子申請/郵送等 比率

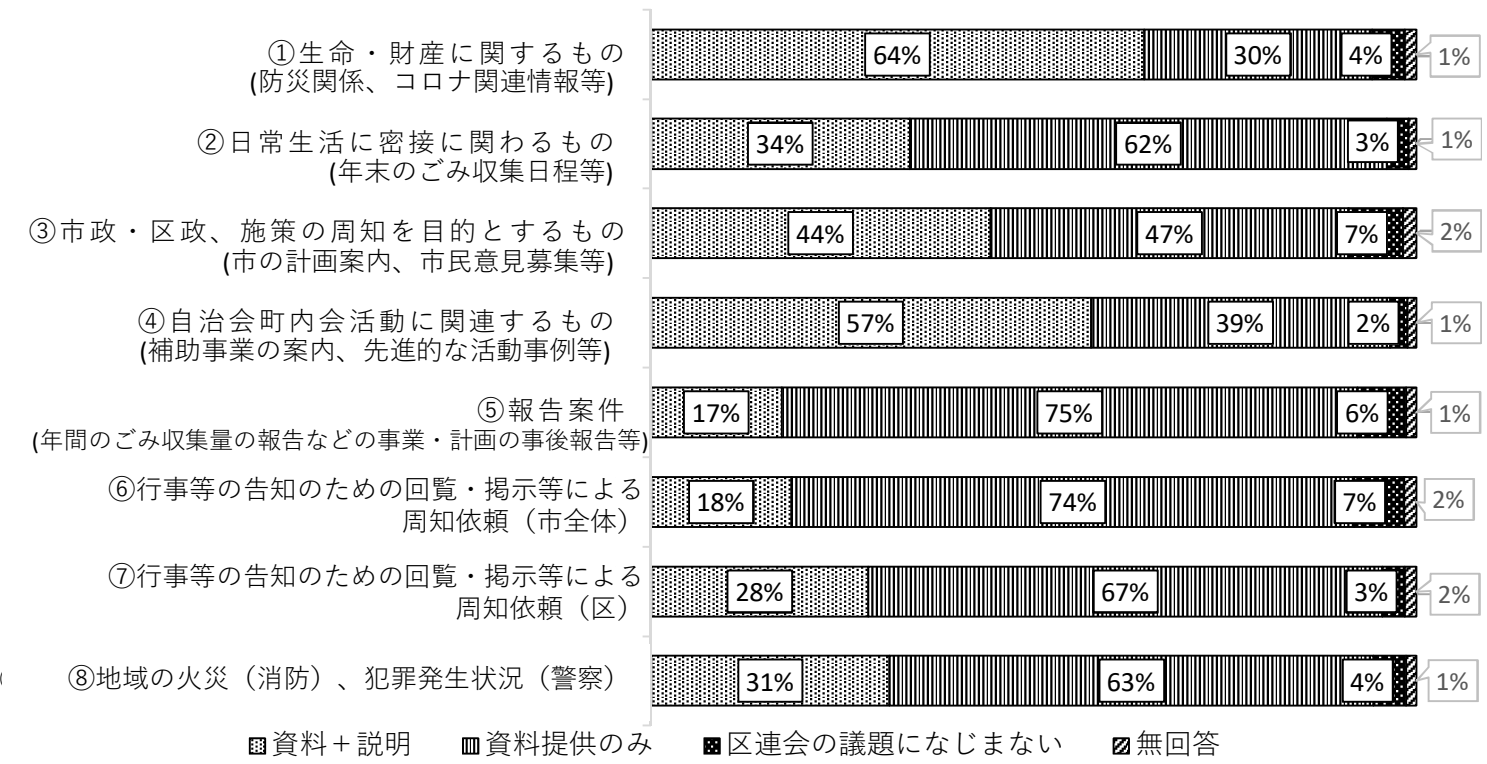


1 会長の情報

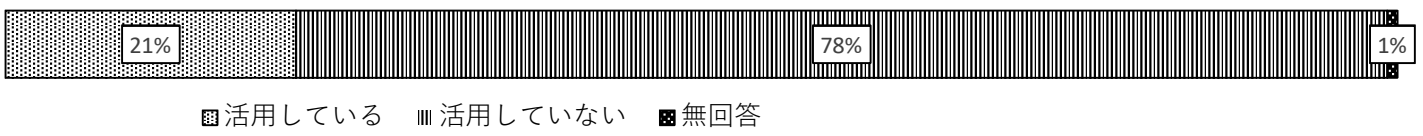


2 横浜市からの情報周知について

2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF 等）で活用していますか。

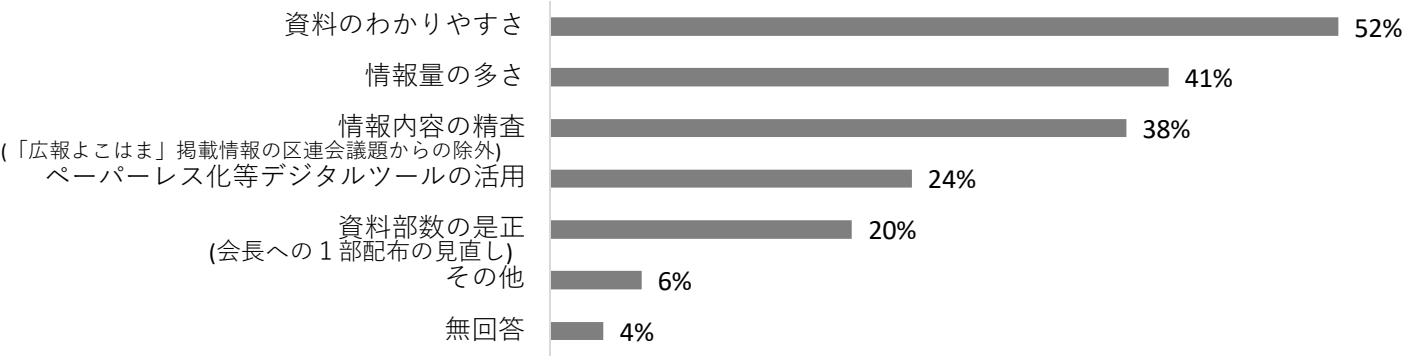


2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。



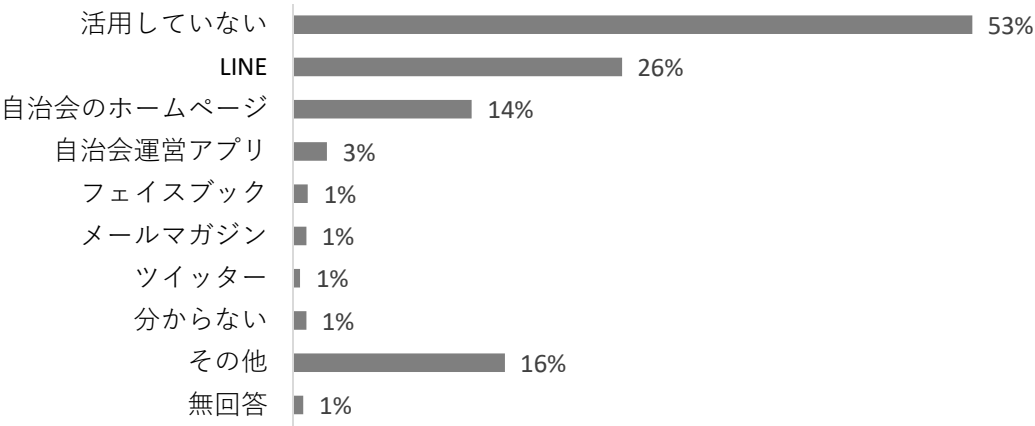
- 区連会後の毎月の資料送付を活用(すべて紙媒体で送付)
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを入手できるようにしてほしい(紙媒体は不要)
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答

2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

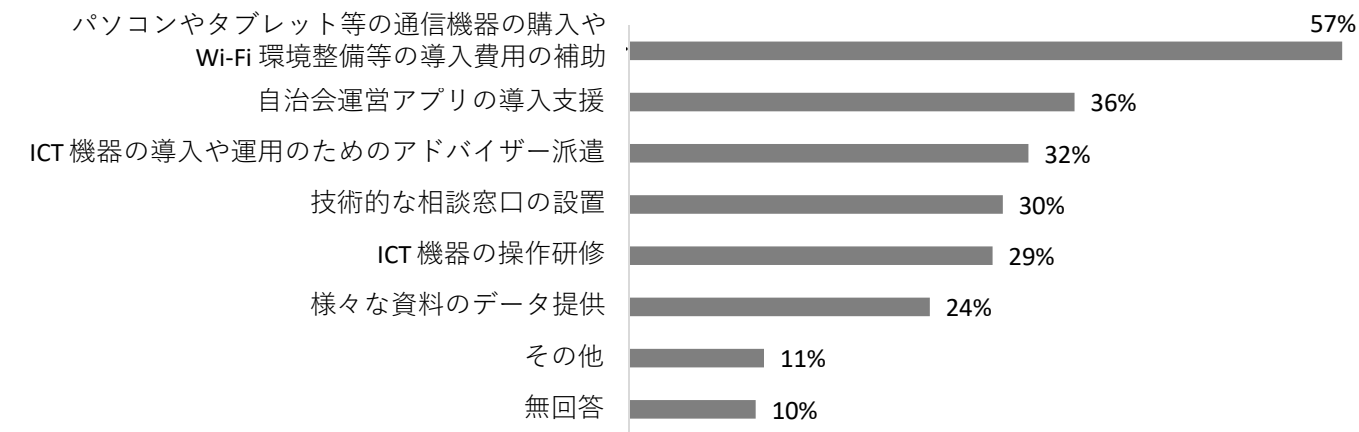
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



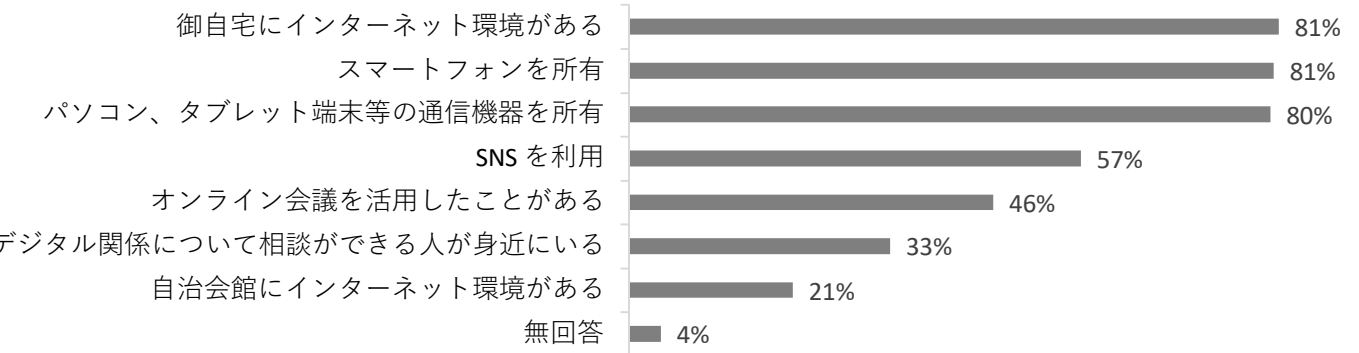
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。

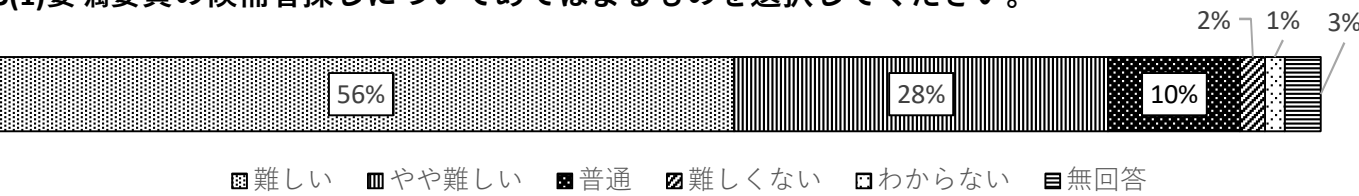


4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

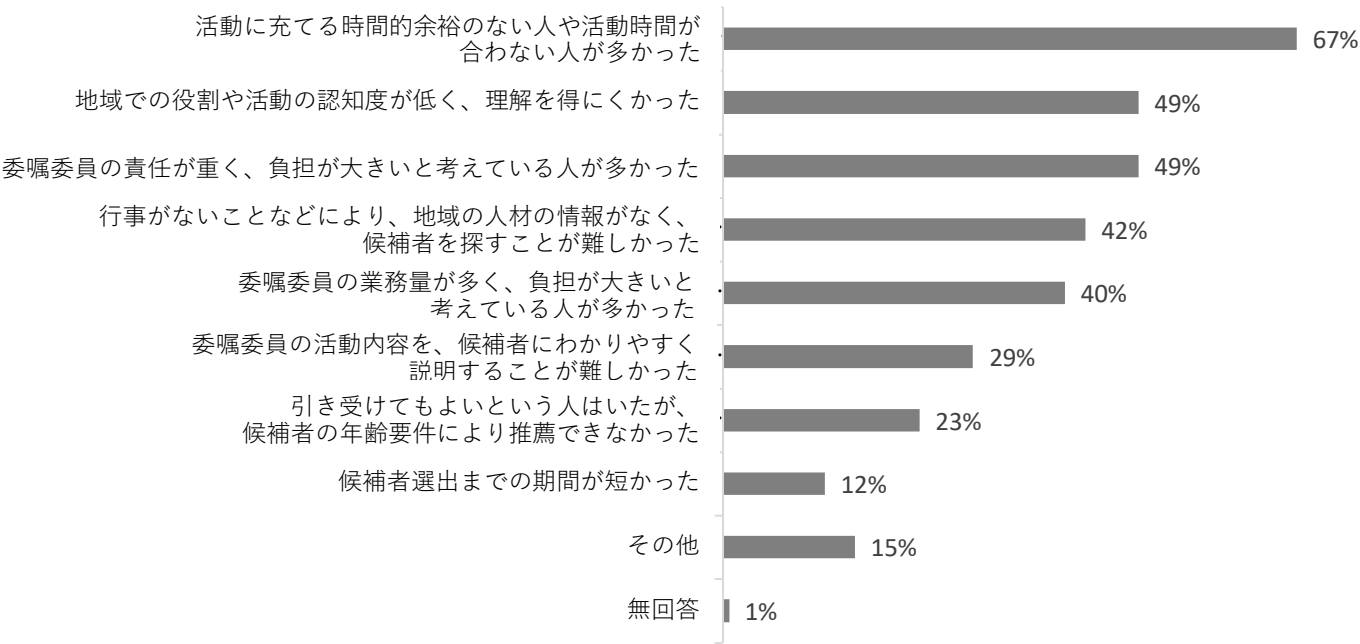
5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



（委嘱委員の例）
スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）
※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

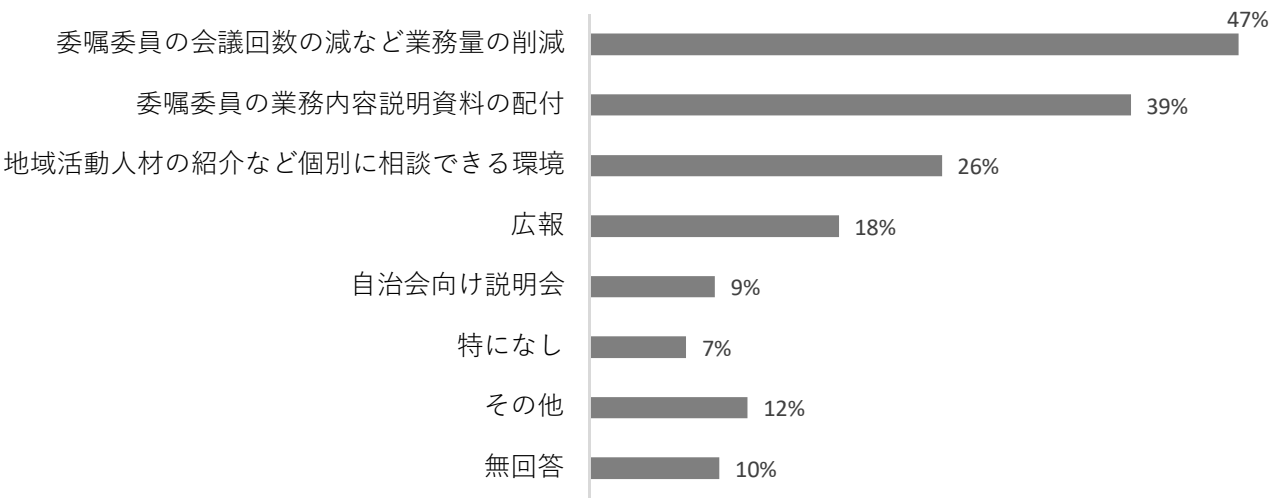
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

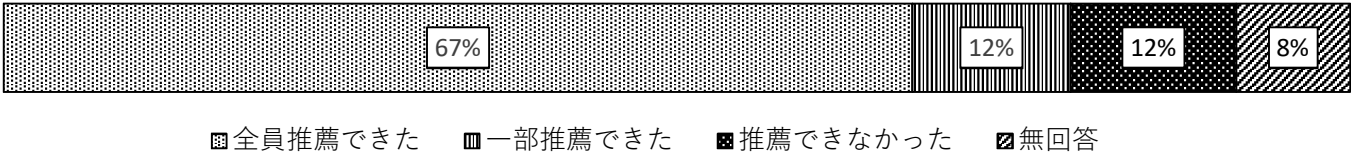
(n=1,461)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

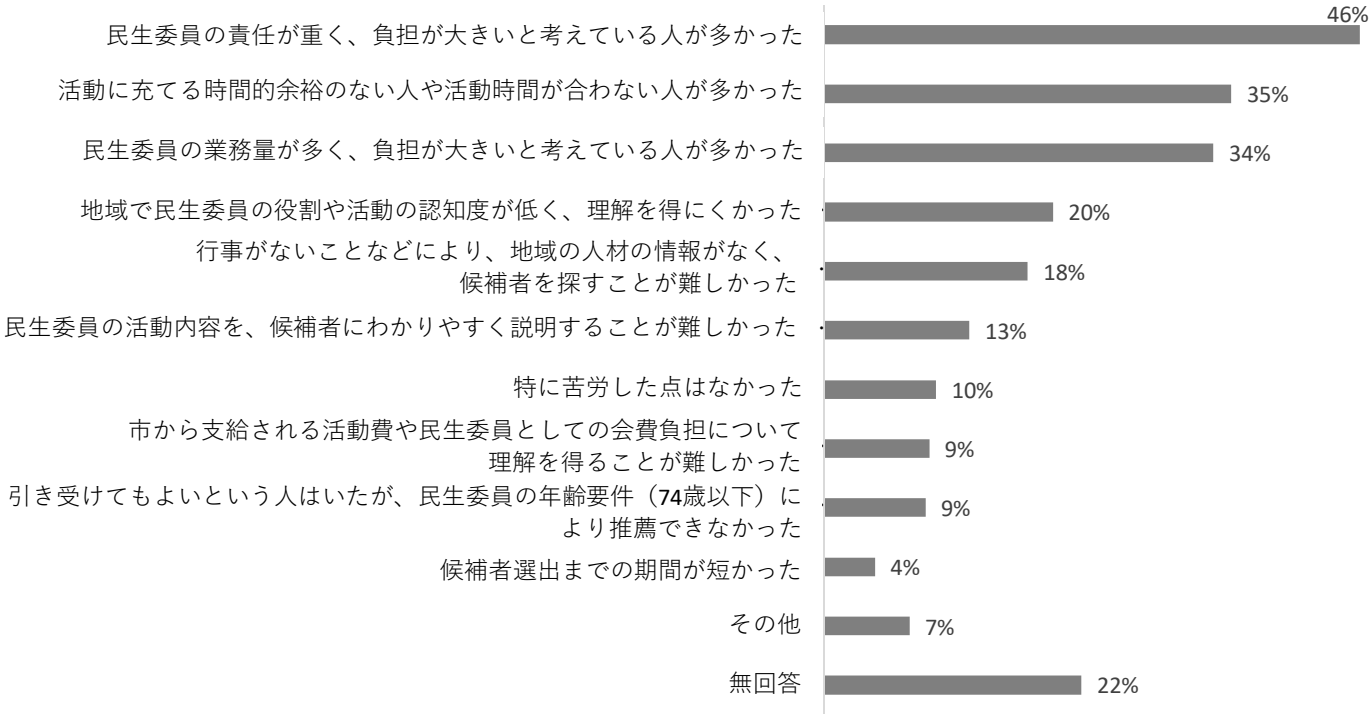
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



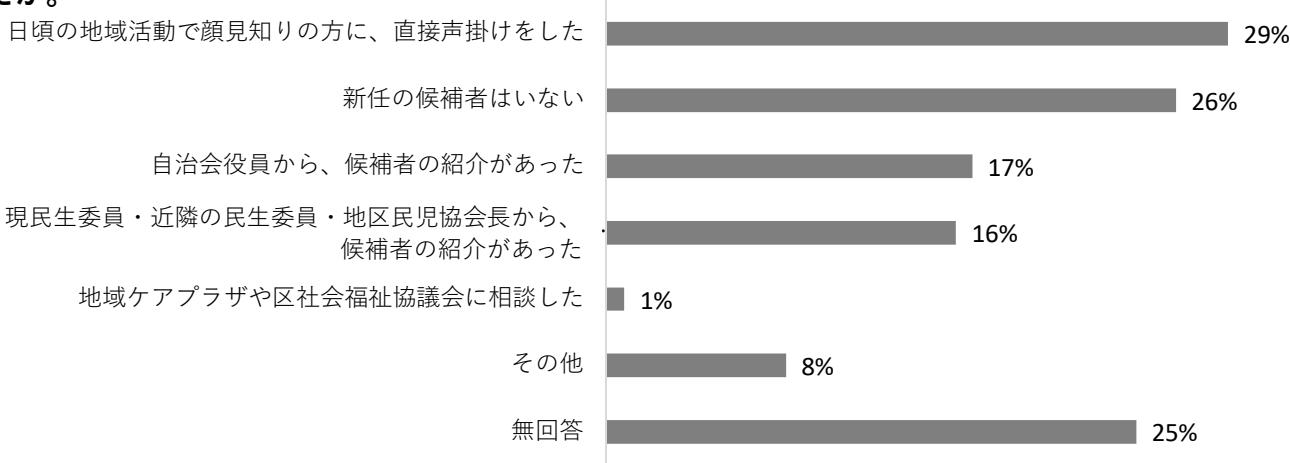
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

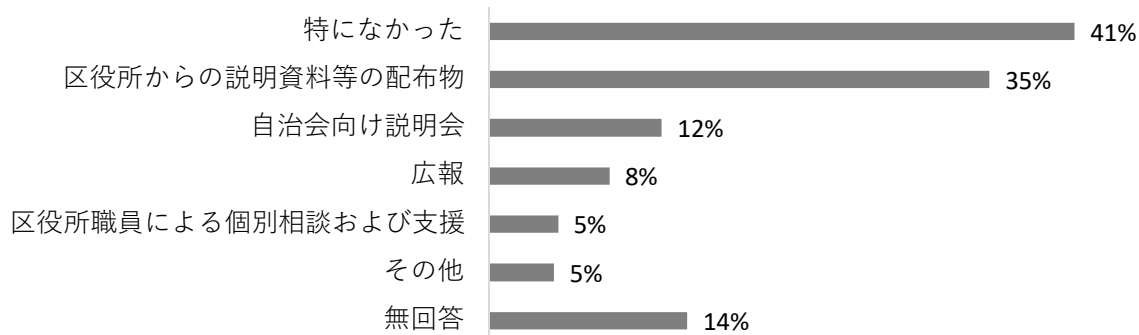
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦勞が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

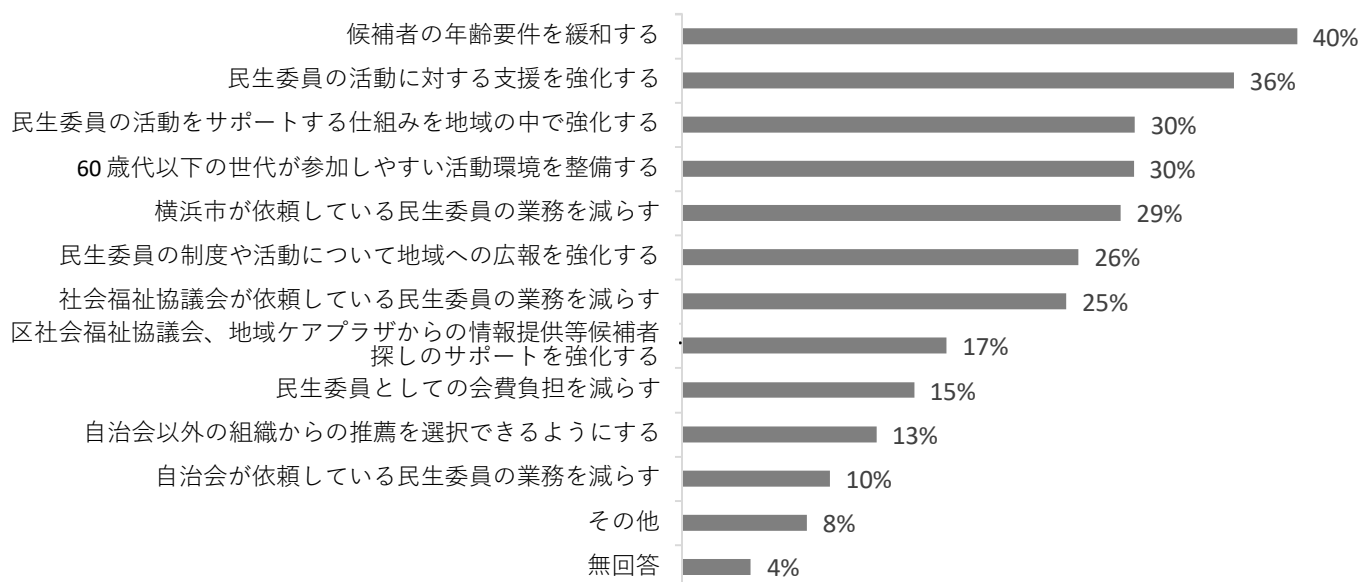


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

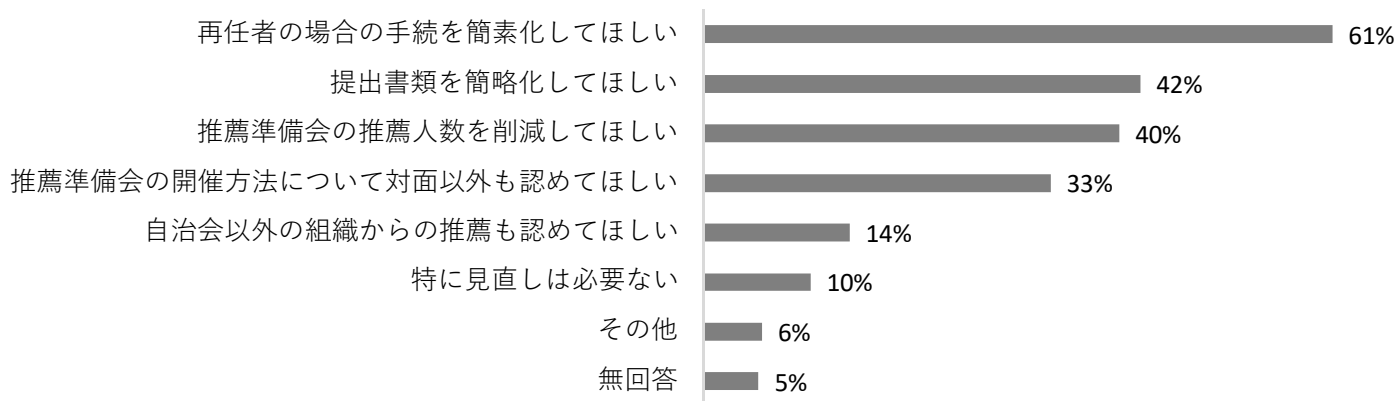


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

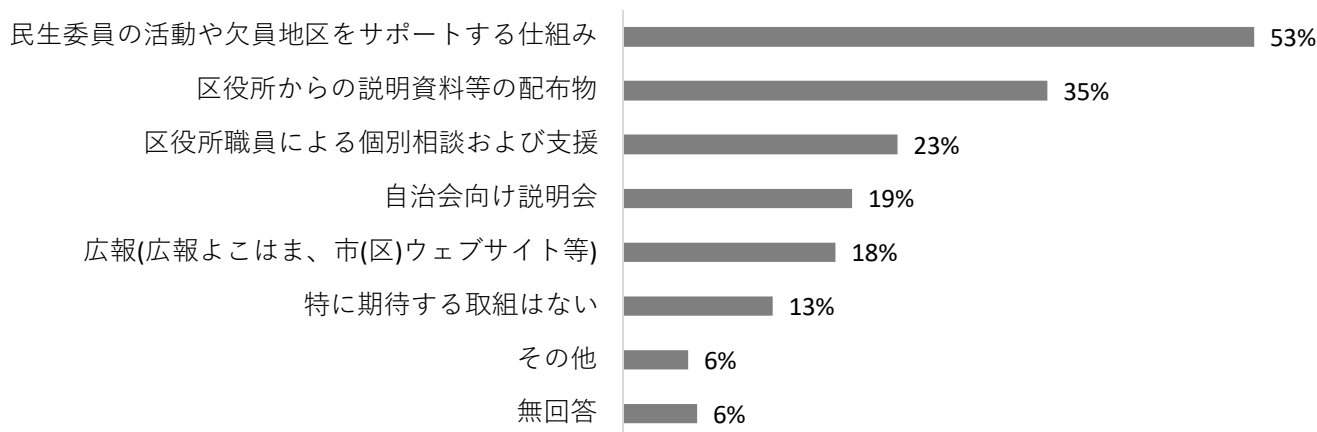


- ☐ 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- ☐ 年齢要件を緩和した方がよい
- ☐ 年齢要件を撤廃した方がよい
- ☐ 現状のままでよい
- ☐ その他
- ☐ 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

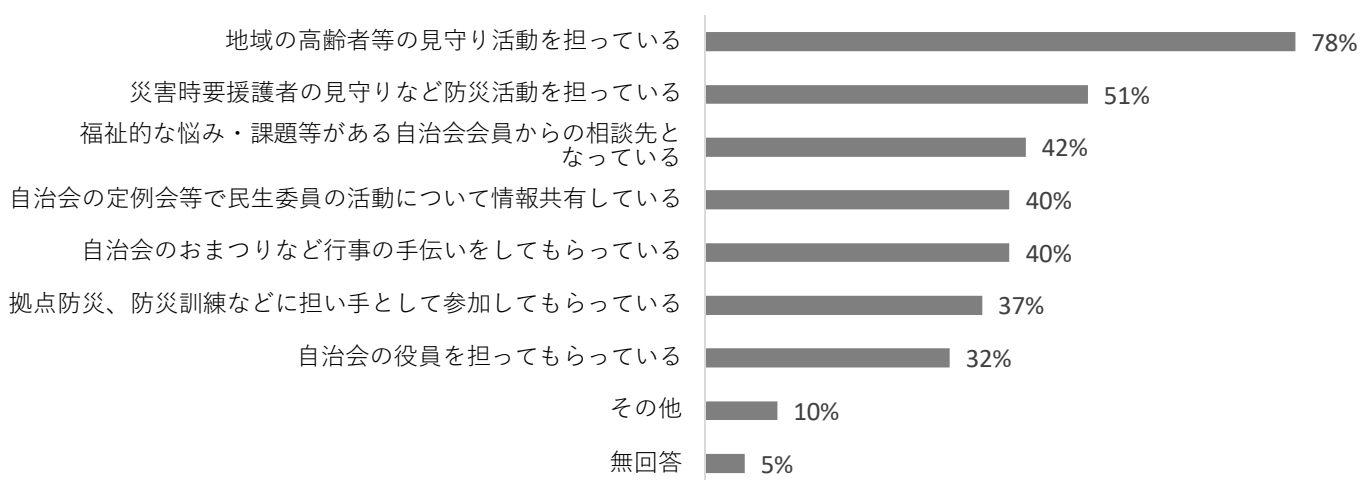


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61％

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

【表記について】

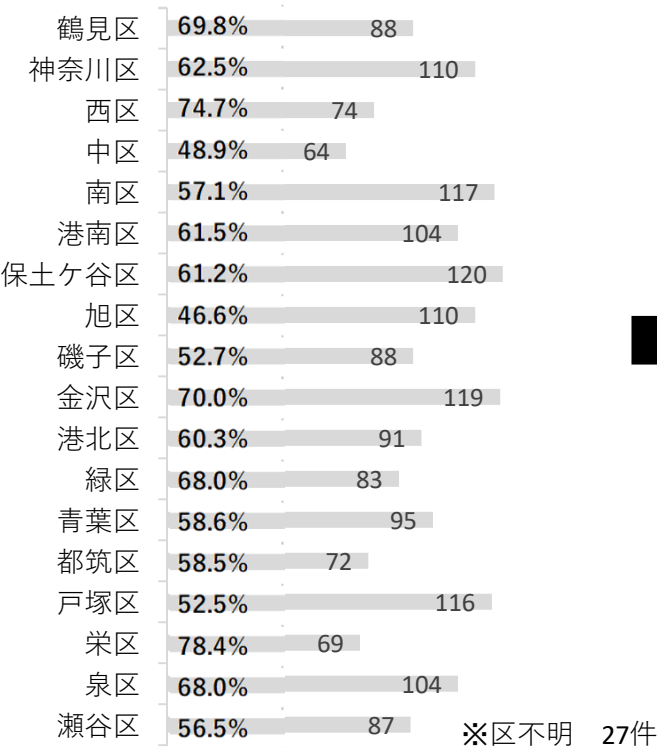
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合％）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=104（泉区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

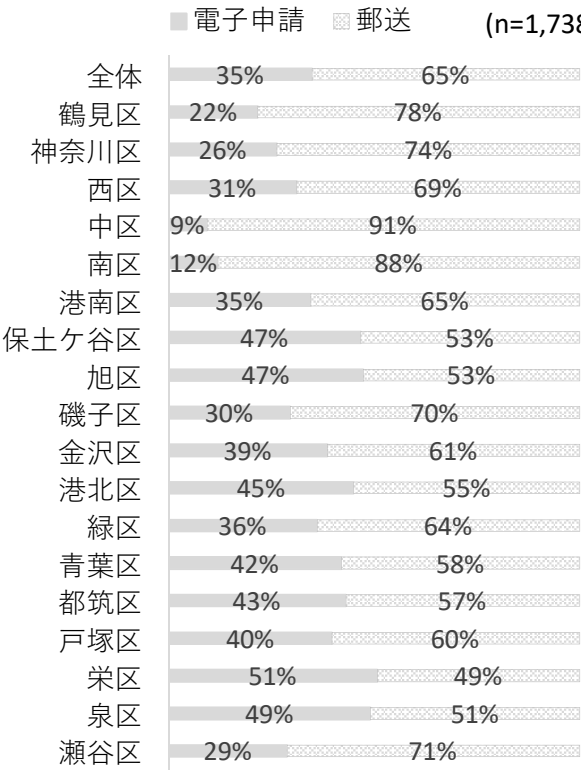
区別回収率、回収数

(n=1,738)

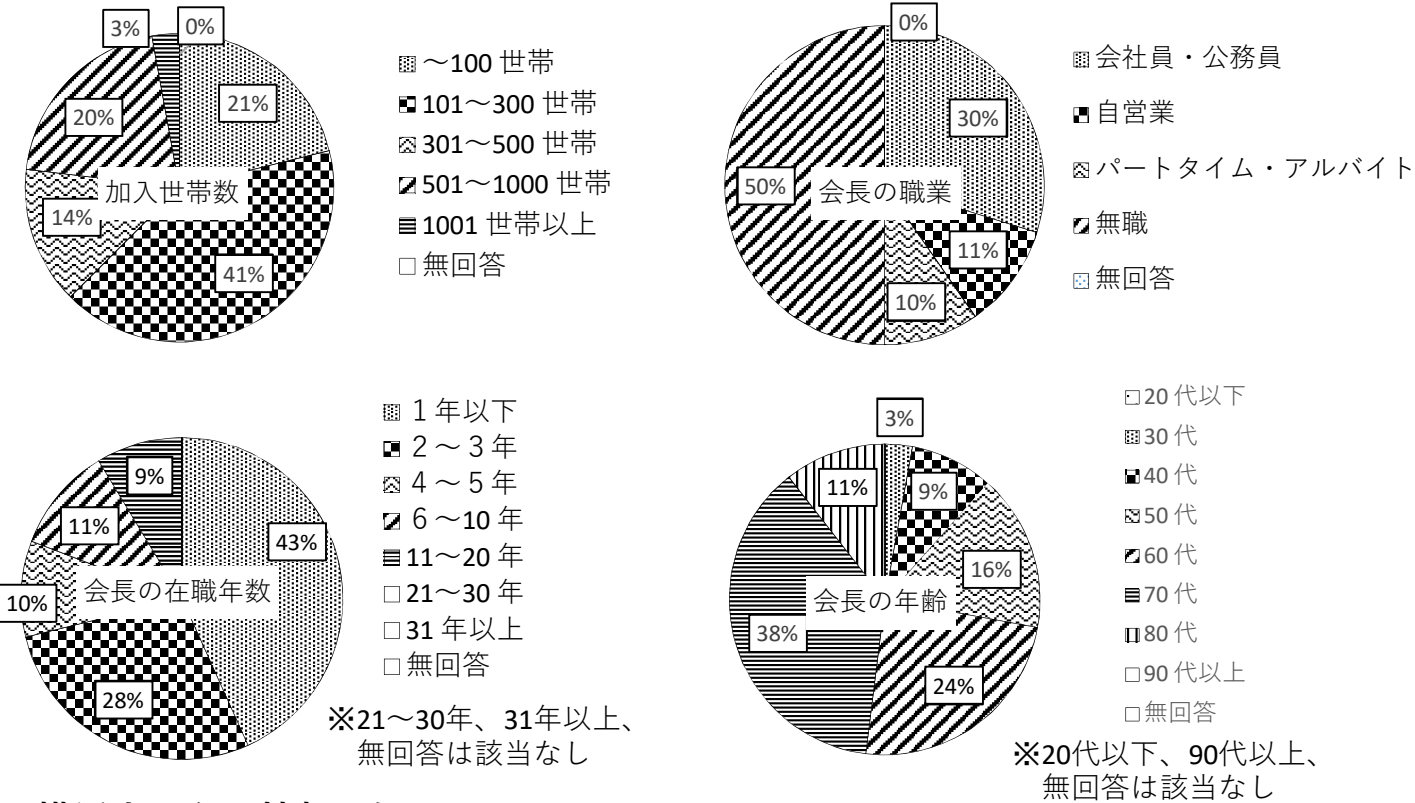


電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)

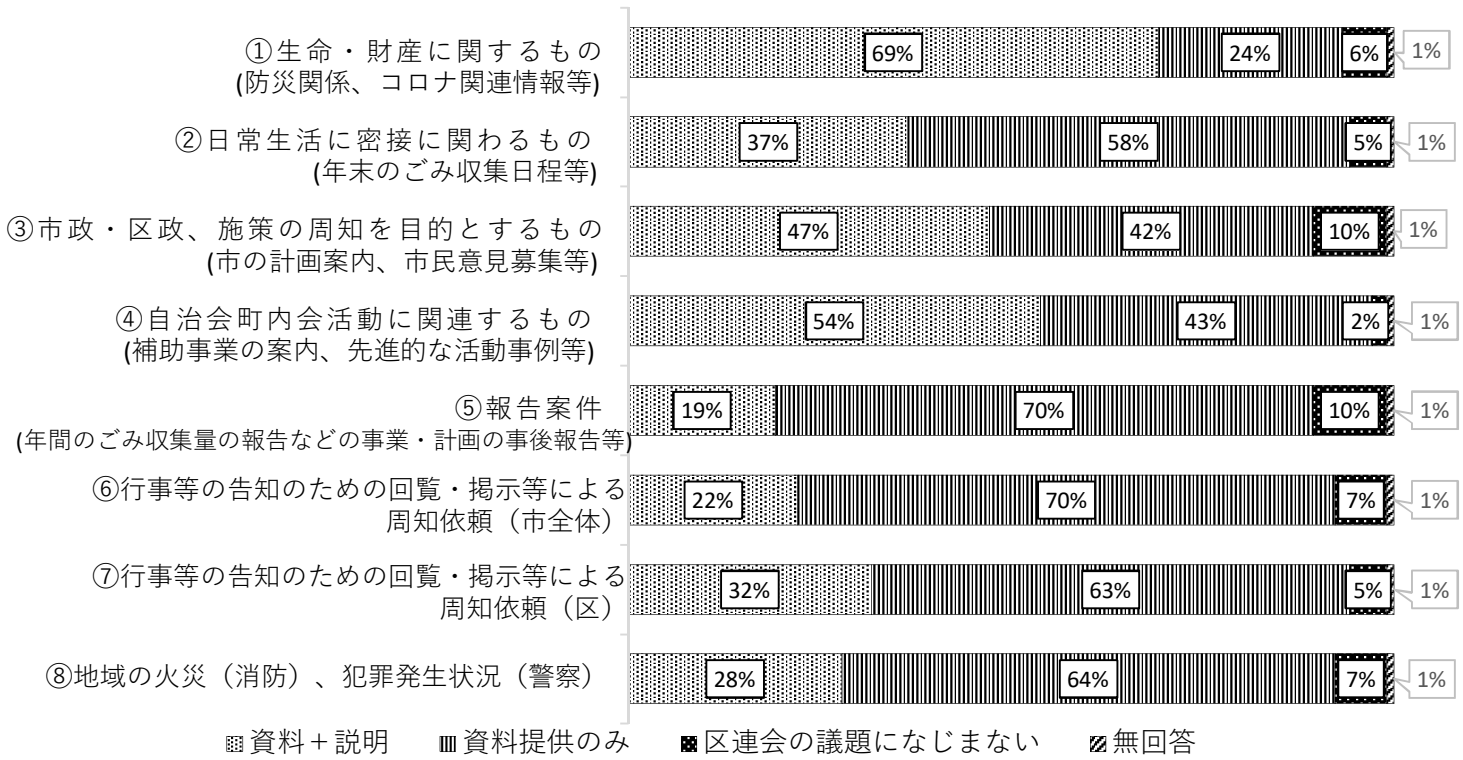


1 会長の情報

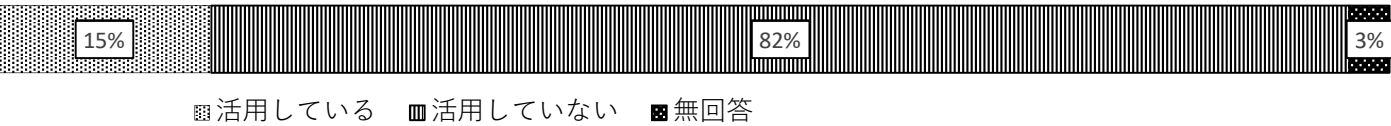


2 横浜市からの情報周知について

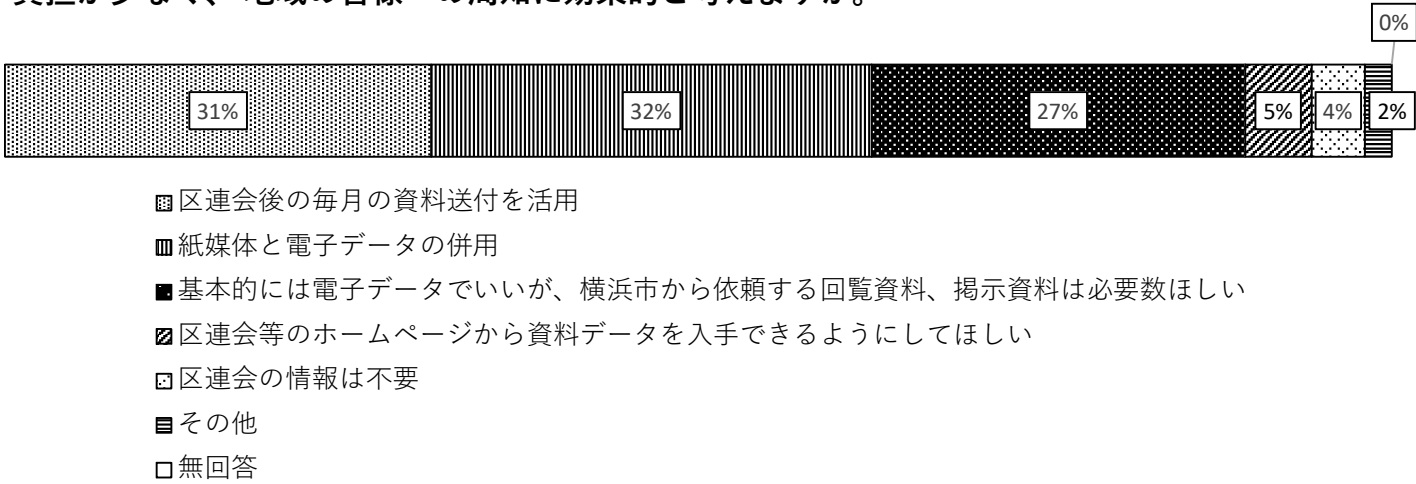
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



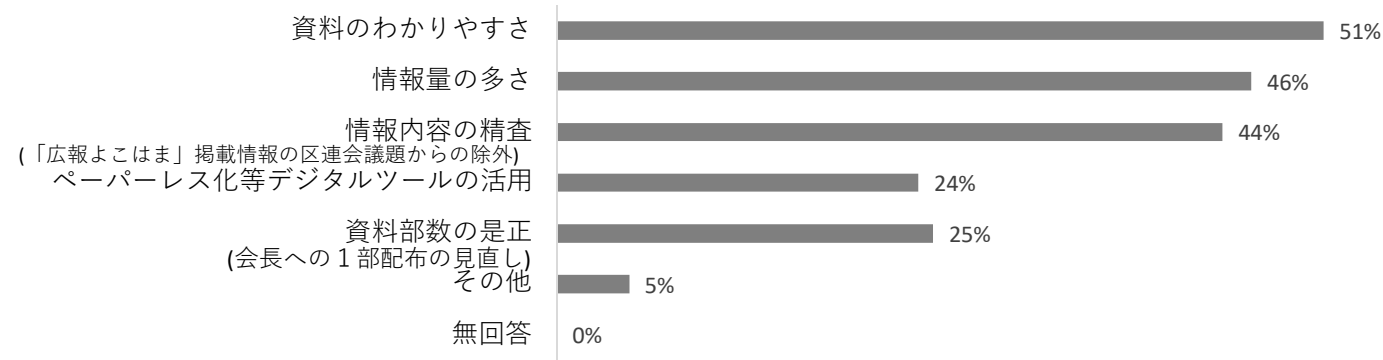
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF等）で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

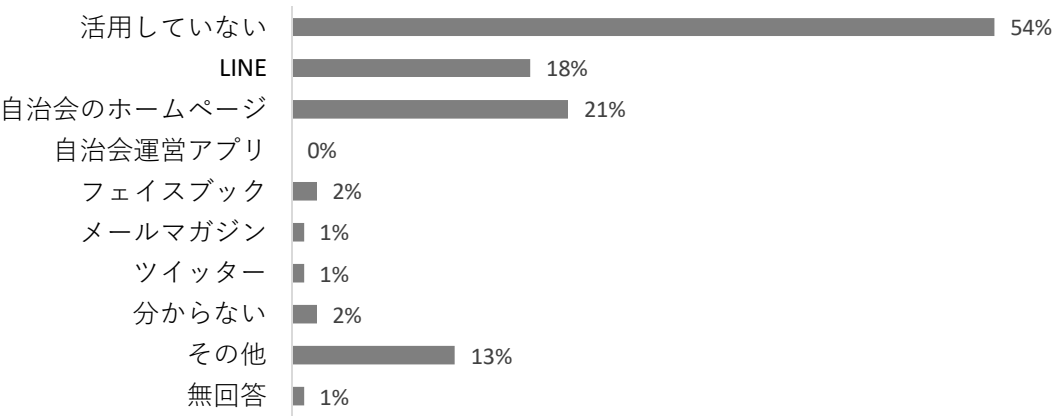


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

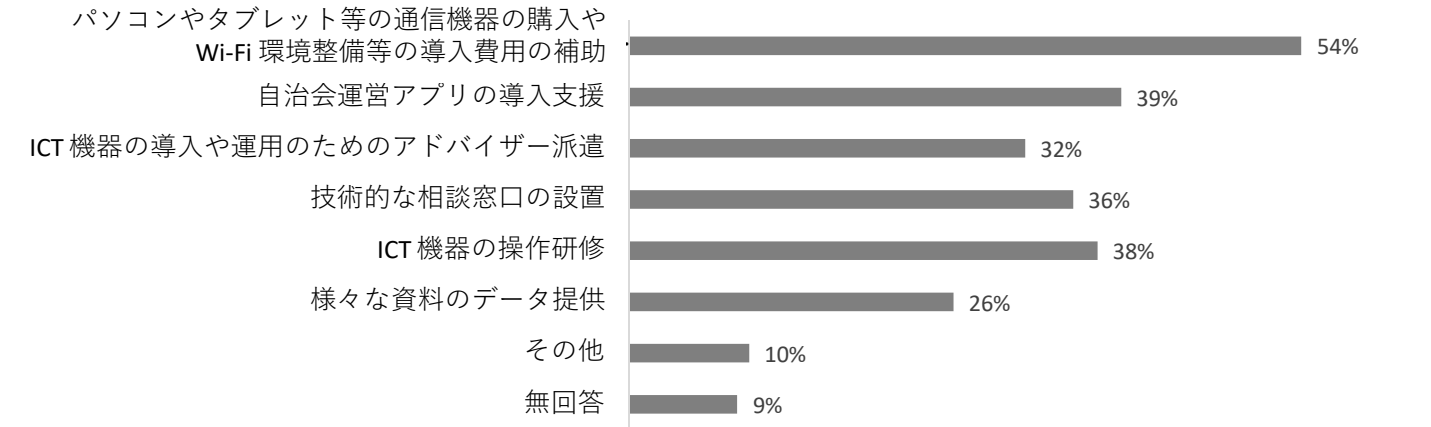
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



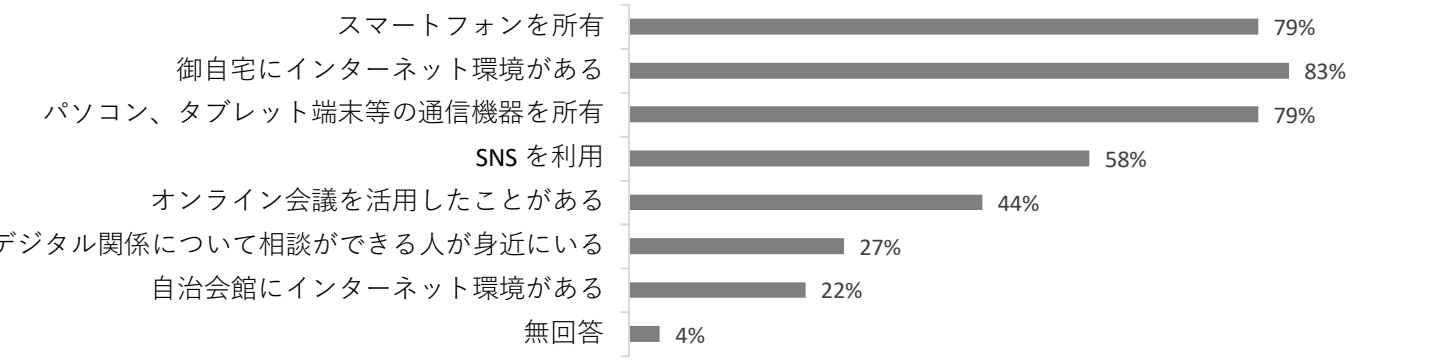
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。

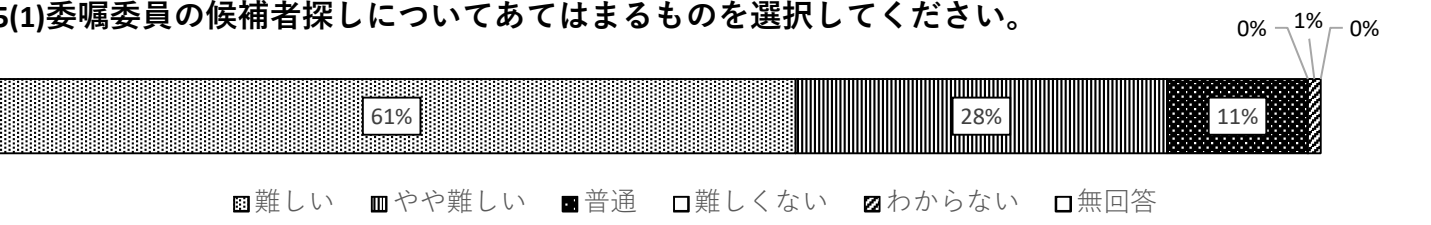


4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

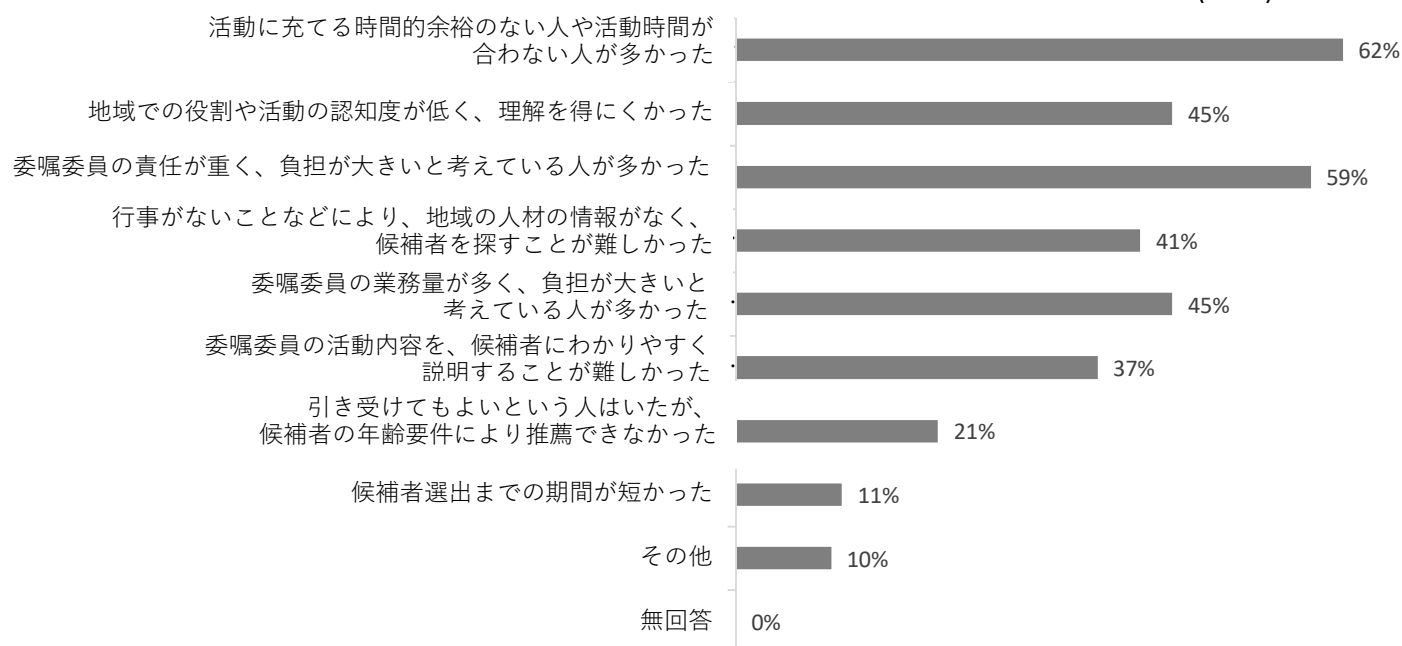
5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



（委嘱委員の例）
スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）
※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

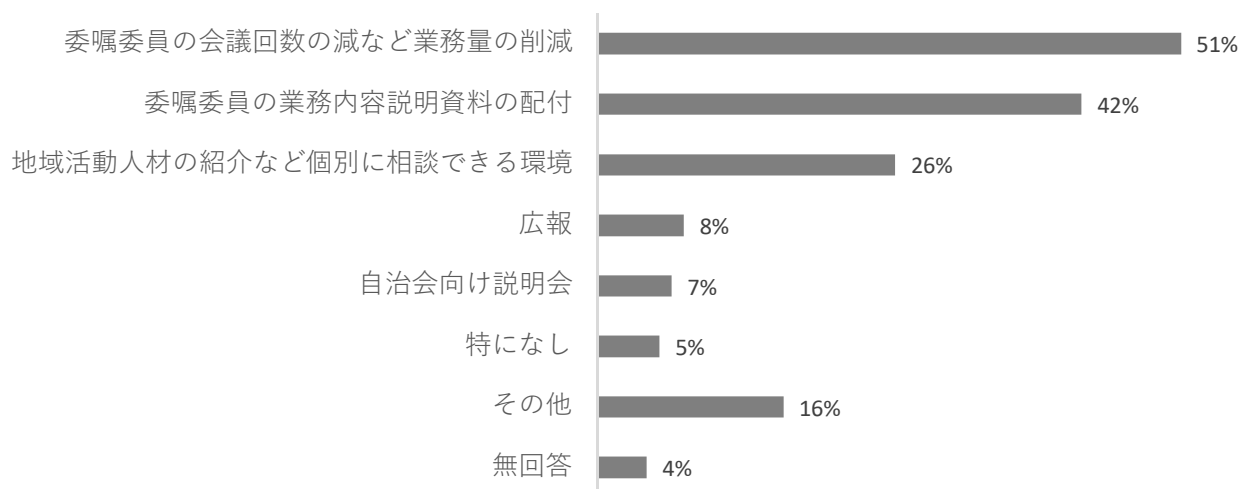
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=92)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=92)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

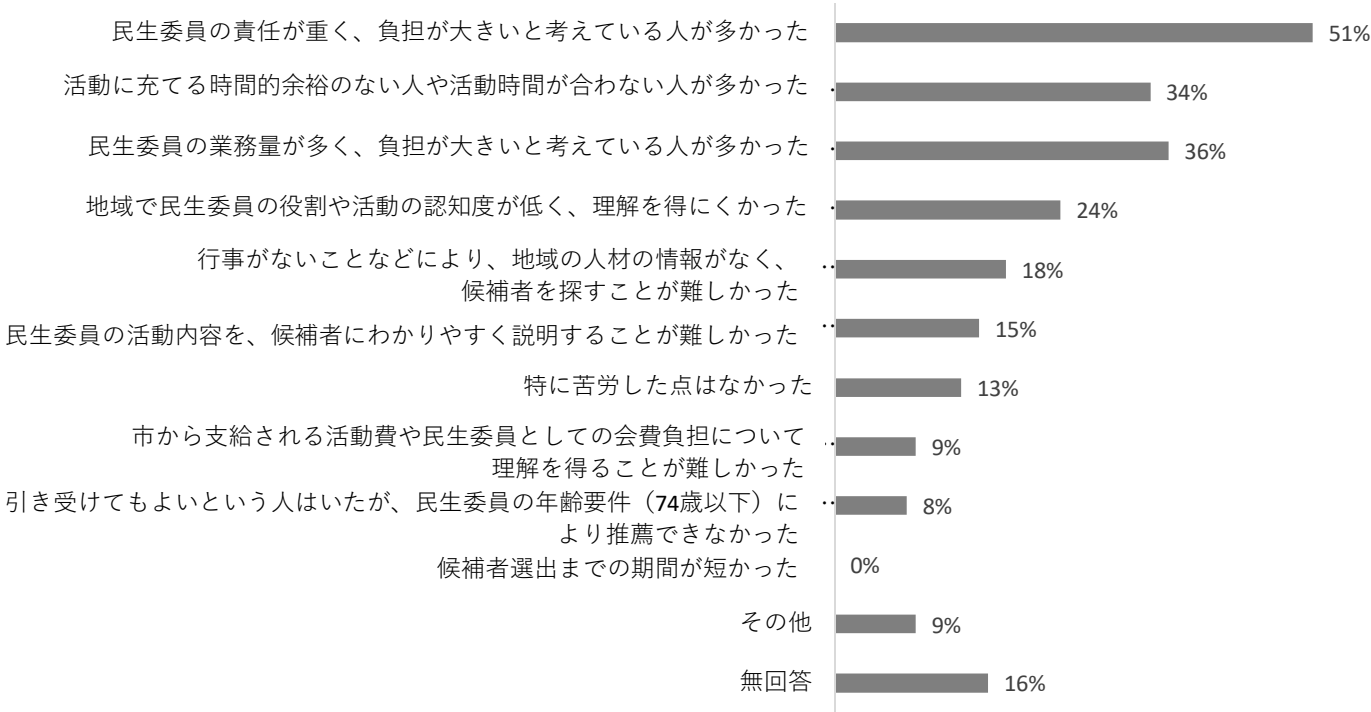
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



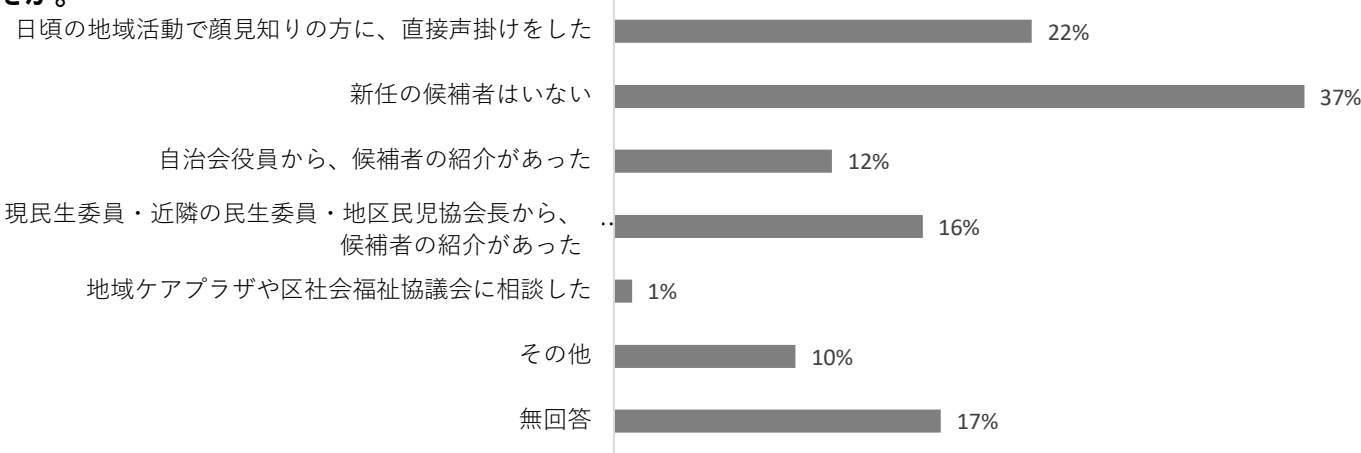
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

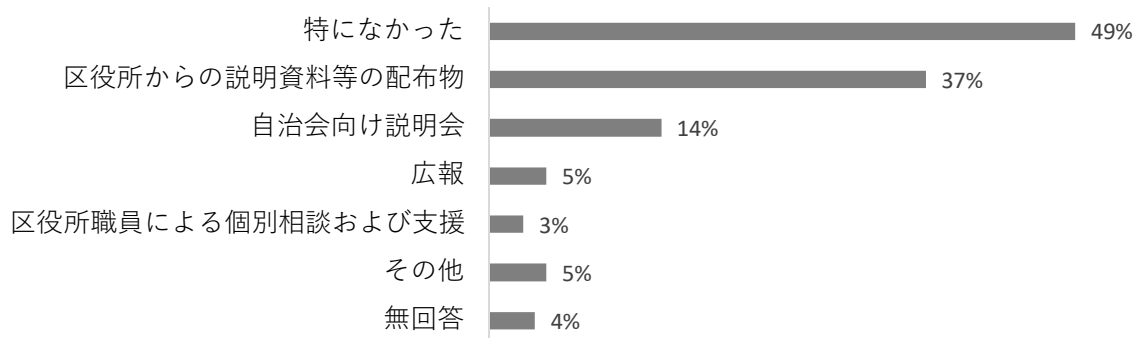
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

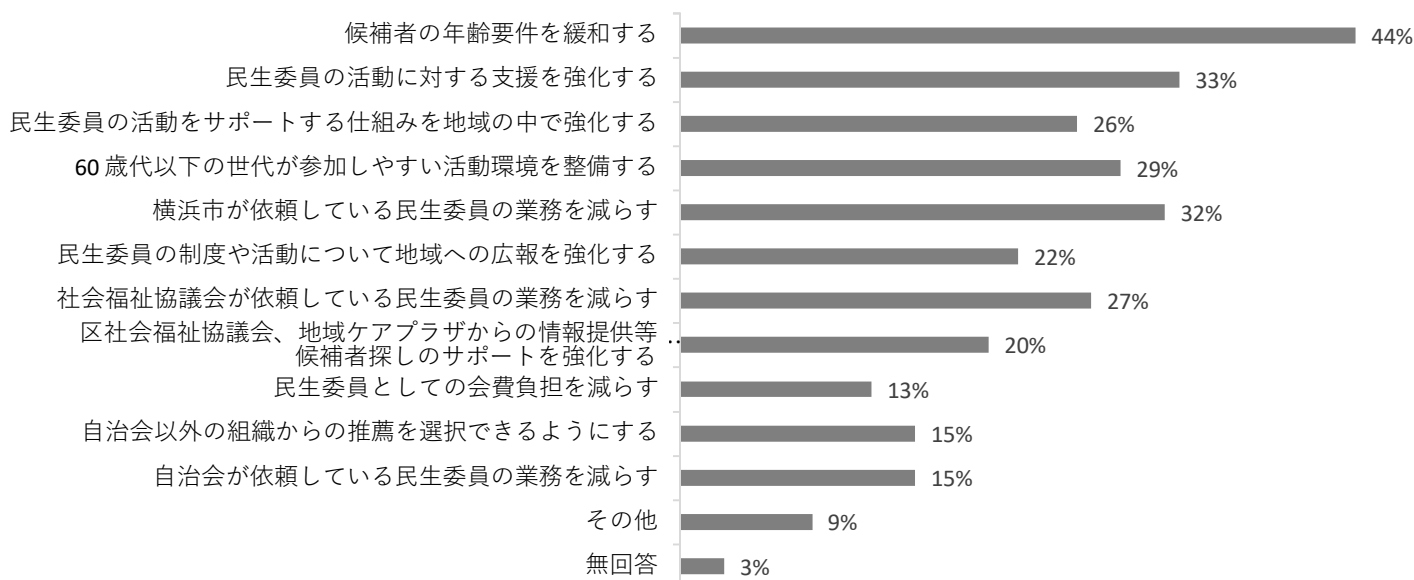


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

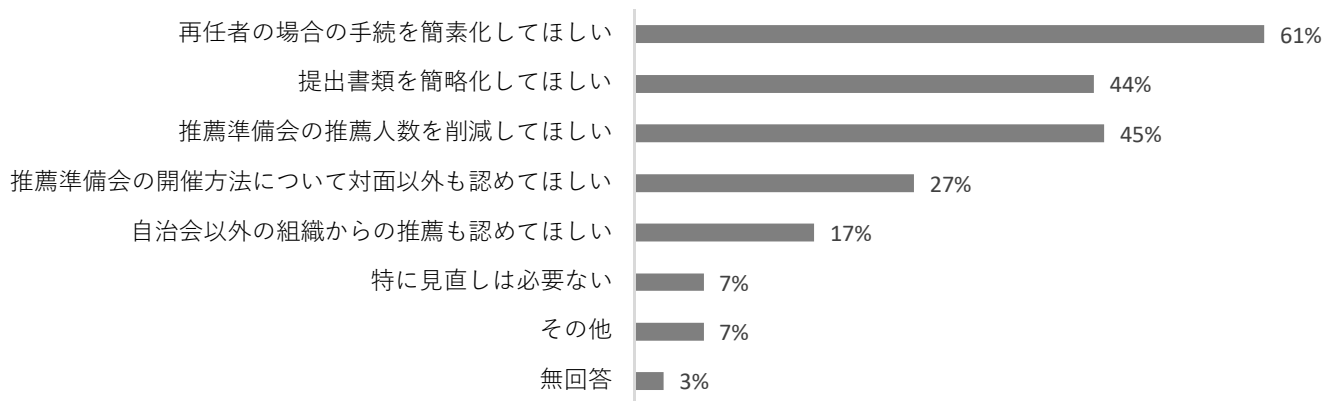


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

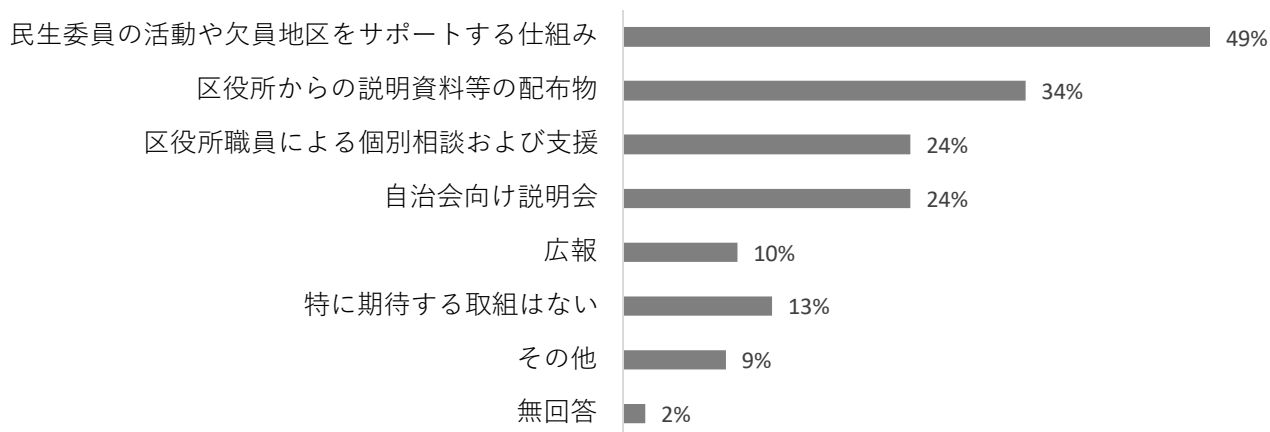


- ☐ 現状のままでよい
- ☐ 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- ☐ 年齢要件を緩和した方がよい
- ☐ 年齢要件を撤廃した方がよい
- ☐ その他
- ☐ 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

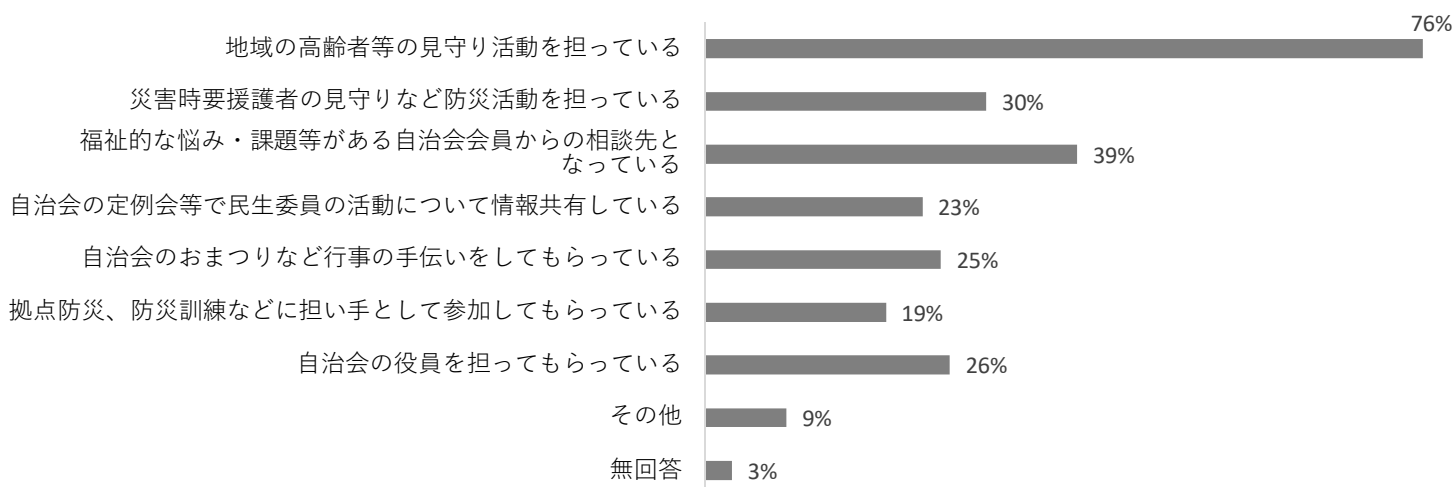


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

泉区自治会町内会現況届について（御依頼）

日頃から、泉区政及び横浜市政の推進に御尽力をいただきましてありがとうございます。

泉区地域振興課では、各自治会町内会の会長情報や掲示板、班回覧数等の情報を各種問合せの対応や資料の送付などに活用しています。

令和5年度につきましても、「泉区自治会町内会現況届」を御提出いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、会長の交代などが無く、前年度提出した現況届と変更がない場合におきましても、お手数をおかけすることになりますが、御提出くださいますよう、よろしくお願ひします。

御提出いただきました個人情報、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合に利用することとし、目的外に利用することのないよう徹底してまいります。

1 提出様式

泉区自治会町内会現況届（令和5年度版）（別紙）

※「泉区連合自治会町内会長会」ホームページから様式をダウンロードできます。

（URL：<http://www.izumikuren.net/download.php>）

2 提出時期

（1）会長の交代等、今年度の自治会町内会の基本情報に**変更がある場合は**、

速やかに現況届を御提出ください。

（2）今年度の自治会町内会の基本情報に内容に**変更がない場合**でも、

6月末日までに現況届を御提出ください。

3 提出方法

別紙様式をFAX、E-Mail、郵送、持参等の方法で御提出をお願いします。

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北 5-1-1

泉区地域振興課地域活動支援担当

担当：田村 森田

TEL：800-2391

FAX：800-2507

E-mail：iz-chishin@city.yokohama.jp

泉区自治会町内会現況届

整理番号

年 月 日

横浜市泉区長

記入者名（役職・氏名）
連絡先電話番号

次のとおり、令和 5（2023）年度の自治会町内会の現況を届け出ます。

自治会町内会基本情報			
ふりがな			
自治会町内会名			
会長	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		
	電話・ファックス	固定電話	FAX
		携帯電話	
	メールアドレス	@	
会長就任日	年 月 日		
加入世帯数（裏面※1）	世帯【4月1日現在】	班数（組数）	班
掲示板貼付必要数	枚	回覧用チラシ等必要数	枚
自治会町内会会費	円／月	自治会費について区役所での回答の可否（裏面※2）	☐ 可 ☐ 不可
区連会資料（※裏面3）	区連会資料 送付先	☐ 自治会町内会長自宅 ☐ その他 ☐ 電子メールのみ（裏面※4）	
	上記で資料送付先が ☐ その他（自治会町内会長の自宅以外）の場合は、下記に送付先を記入してください。		
	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		
	電 話		

情報提供について（裏面の※5参照）		
自治会町内会加入促進等のため不動産業者や工事事業者から自治会町内会長の連絡先の照会があります。 会長への連絡が必要か不要か選択してください	事前連絡	☐ 不要 ☐ 必要
ご連絡不要の場合でご自宅の電話以外に連絡を希望される方は番号をご記入ください（携帯やお店（自営業の方）など）	電話番号	
★なお、現況届に記載された情報は、市政及び区政の事業推進のために、区役所・市役所・消防署・資源循環局事務所・市立学校など市関係機関、区社会福祉協議会・警察署などの関係機関及び国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合に提供することがあります。提供先の各機関等においても、提供された目的のためのみに利用し、それ以外に利用することのないよう徹底しますので予めご承知おき願います。		

【裏面にも記入願います】

会館（集会所）情報			
会館（集会所）の有無	☐ 会館（集会所）がある ☐ 会館（集会所）がない		
※上記で ☒ 会館（集会所）がある を選択した場合は下記にご記入してください。			
会館名		会館住所	泉区
電 話		常駐者の有無	☐ 有 ☐ 無
※利用者がいない場合でも基本的に誰かがおり、電話がつながる場合は常駐者有にしてください			

副会長情報（会長に連絡が取れない場合に連絡をさせていただく場合があります。）※別紙添付可			
副会長	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	泉区	
		電話	FAX
	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	泉区	
		電話	FAX
	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	泉区	
		電話	FAX

■ 注意事項 ■

- ・内容が前年度と変わらない場合でも、毎年度6月末日までに必ずご提出ください。
 - ・この現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届情報の内容に基づいて各種対応をいたします。
 - ・この現況届により、会長情報（住所等）の変更手続きを行います。
- ※1 地区連合に加入している自治会町内会は、現況届に記入された加入世帯数を、必ず加入する地区連合にお知らせください。（地域活動推進費補助金の交付申請の際に使用する世帯数になります。）
- ※2 区役所に会費の問合せがあった場合、この届に記載された金額を回答いたします。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。また、区役所からの回答を希望しない場合（一律の金額ではないため等）は区役所での回答不可を選択してください。
- ※3 区連合資料送付先の変更は、現況届を受理した日付によって間に合わない場合があります。また、広報よこはま等の送付先や配布部数の変更については、泉区区政推進課広報相談係（800-2335）に別途ご連絡ください。
- ※4 電子メールのみを選択した場合、資料は郵送せずに資料データまたは資料掲載ホームページのご案内を電子メールにて送付いたします。ただし、掲示板依頼または回覧依頼がある場合のみ、必要枚数を郵送にて送付いたします。
- ※5 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えて欲しいと申請があったのですが回答してよろしいですか？』というようなお電話をいたします。
- 不要を選択された場合は区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。連絡先についてご自宅以外の電話番号（携帯やお店など）を希望される場合はその番号をご記入ください。お店の場合はつながる時間帯と曜日の記入もお願いします。（通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。）

<チェック欄> こちらは記入しないでください

処理日	一覧表	配送先	台帳	就任	会館

※既に法人化している自治会町内会にのみ
送付しています。

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 3 月 17 日
泉 区 地 域 振 興 課

地区連合自治会町内会長 様
法人化している自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

法人化している自治会町内会等に係る変更届の提出について（依頼）

日頃から、泉区の地域振興に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

泉区内には、153 の自治会町内会及び 12 の連合自治会町内会がありますが、法人化されているのは 40 団体となります。こちらの法人化している自治会町内会において、代表者・主たる事務所の所在地・目的・区域・規約を変更した場合は、地方自治法第 260 条の 2 及び第 260 条の 3 の規定に基づき、区長への届出が必要となります。

つきましては、代表者等を変更した上記の自治会町内会等は、次の書類の御提出をよろしく
お願いいたします。（変更のない自治会町内会等については、御提出の必要はありません。）

1 代表者・主たる事務所の所在地・目的・区域を変更した場合

- (1) 告示事項変更届出書（様式 8）
- (2) 総会議案書
- (3) 総会議事録原本の写し

2 規約を変更した場合

- (1) 規約変更認可申請書（様式 10）
- (2) 総会議案書（規約変更の内容及び理由を記載した書類）
- (3) 新旧規約対照表
- (4) 総会議事録原本の写し

主たる事務所の所在地・目的・区域の変更については、規約に記載されている事項となりますので、告示事項変更届出書及び規約変更認可申請書の両方の提出が必要となります。

3 提出について

上記の書類は、速やかに区役所地域振興課へ御提出ください。

担当：泉区役所地域振興課 田村、森田

電話：800-2391

(様式8)

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 区長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(様式 10)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

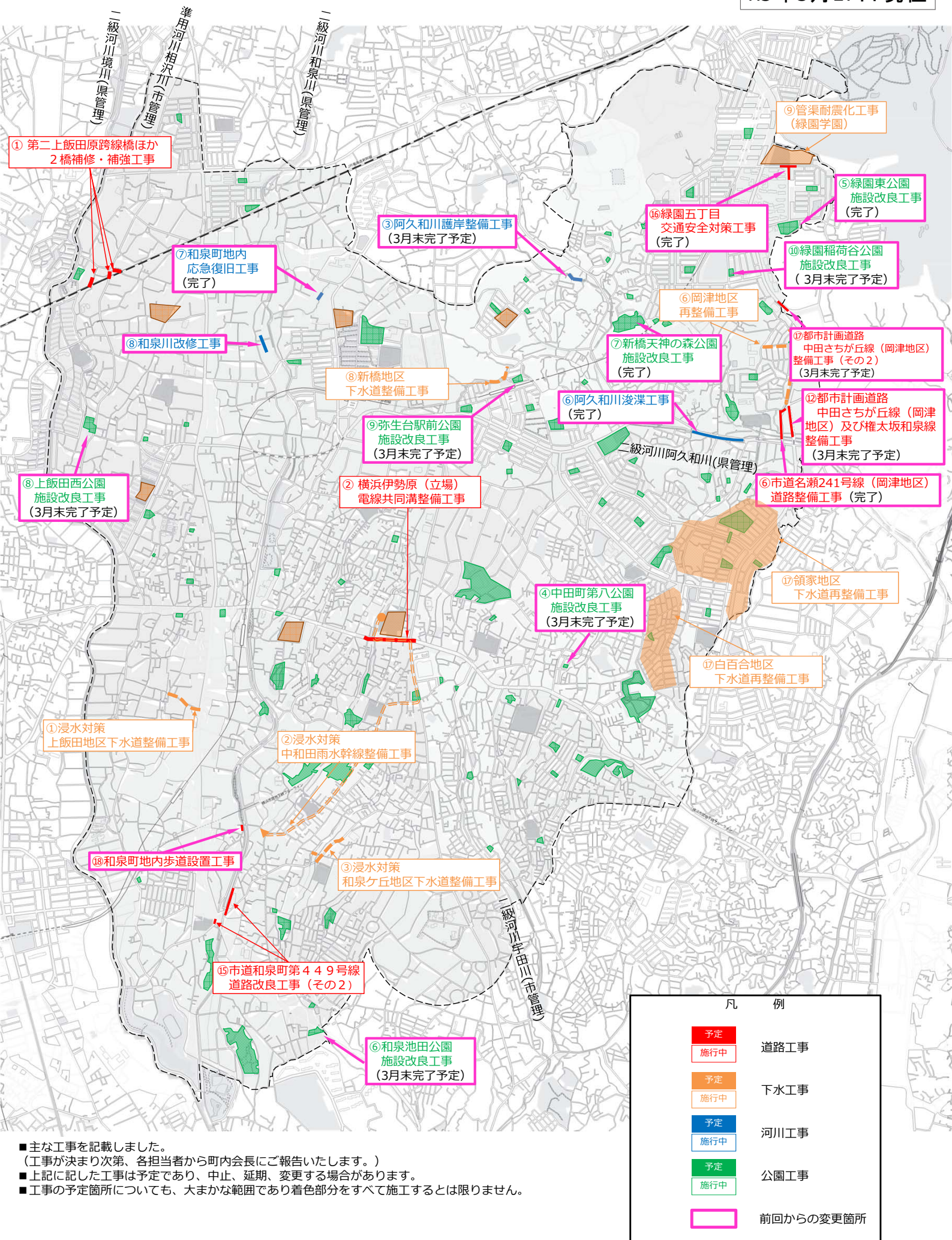
(添付書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和4年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料 6

R5年3月17日現在



1 犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知状況

資料 7

	重要 犯罪	暴行・ 傷害 等	詐欺等	窃 盗										その他	合計
				空き巣	忍込み	侵入盗 その他	自動車盗	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	その他			
2 月中	0	3	4	1	0	2	1	0	0	4	1	12	2	30	
前年比	-1	+3	+1	+1	±0	+1	+1	±0	-2	-1	-1	-7	-1	-6	
2 月末	0	7	9	3	0	7	1	0	2	7	2	19	8	65	
前年比	-2	+7	+3	+3	±0	+4	±0	±0	±0	-1	±0	-12	+2	+4	

※1 重要犯罪には、殺人・強盗・放火・強制性交・誘拐・強制わいせつがある。

※2 侵入盗その他には、金庫破り、病院荒し、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、すり等がある。

※3 その他には、住居侵入、器物損壊、占有離脱物横領がある。

(2) 特殊詐欺認知状況

累計	前年比	2月発生	被害総額
9	+6	3	¥23,178,970



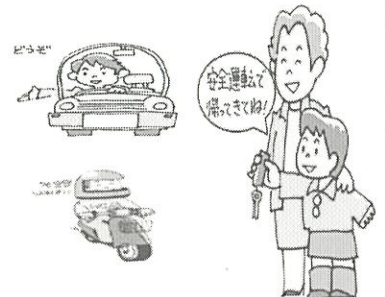
(3) 町名別認知状況

	下飯田	和泉町	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
2 月中	1	1	3	1	2	1	4	0	1	0	0	1	5	5	0	2	0	0	1	0	2	30
前年比	-1	-10	+3	-2	+2	+1	-8	±0	+1	±0	±0	+1	+3	+5	-1	±0	±0	-1	+1	±0	±0	-6
2 月末	2	5	4	2	4	2	11	0	1	1	0	6	7	5	1	3	1	1	2	0	7	65
前年比	-2	-11	+2	-2	+4	+1	-4	±0	+1	-1	±0	+5	+2	+2	±0	+1	+1	-2	+2	±0	+5	+4

2 交通事故の発生概況

(1) 発生概況

	発生件数	死者数	負傷者数
泉区 2 月中	22	0	24
前年比	+2	±0	+4
泉区 2 月末	46	0	50
前年比	-3	±0	-2
県内 2 月末	3,217	18	3,774
前年比	+172	-3	+314



(2) 路線別発生概況

	環状4号	横浜伊勢原線 (長後街道)	阿久和鎌倉線 (かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
2 月中	1	4	1	0	0	15	1	22
前年比	-1	+4	-1	-1	-1	+3	-1	+2
2 月末	3	7	3	4	1	27	1	46
前年比	-3	+4	±0	+3	-1	-5	-1	-3

※ その他とは、私道や駐車場内・私有地内の意味

(3) 町名別発生概況

	下飯田	和泉町	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
2 月中	1	3	2	1	0	1	2	0	0	0	1	1	1	2	1	1	2	0	1	1	1	22
前年比	+1	±0	+1	-1	±0	±0	-1	±0	-2	±0	+1	-1	-1	+1	+1	±0	+2	-1	±0	+1	+1	+2
2 月末	1	7	4	3	0	2	4	0	2	1	1	2	2	3	1	6	3	0	2	1	1	46
前年比	+1	-2	-2	±0	-2	±0	-4	±0	±0	+1	+1	-2	±0	+2	+1	+4	+3	-2	±0	+1	-3	-3

(4) 主要都道府県交通事故死者数ワースト順位 2月末

順位	都道府県名	死者数
1	大阪	26
2	千葉	24
3	茨城	19
4	神奈川	18
5	福岡	17
5	埼玉	17
7	北海道	16
7	東京	16
7	愛知	16
10	兵庫	15

★防犯対策電話録音機 貸出中★

- ・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。
- ・ 高齢者向けに無償で貸し出します。
- * 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課
045-805-0110

火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和5年2月28日(火) 現在

火災状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災件数		3	4	△ 1	137	126	11
火災種別	建物火災	2	4	△ 2	83	87	△ 4
	車両火災	1	0	1	9	12	△ 3
	その他火災	0	0	0	45	27	18
	林野火災	0	0	0	0	0	0
	船舶火災	0	0	0	0	0	0
	航空機火災	0	0	0	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	198	70	128	1,495	911	584
	死者	1	0	1	3	4	△ 1
	負傷者	1	2	△ 1	26	18	8

泉区内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
ストーブ	1	0	1
たばこ	1	0	1
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
上記以外の火災件数	1	4	

市内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
放火(疑い含む)	28	15	13
たばこ	19	21	△ 2
こんろ	15	11	4
ストーブ	9	15	△ 6
配線器具	7	7	0
上記以外の火災件数	59	57	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
救急出場件数		1,625	1,693	△ 68	39,627	38,794	833
救急種別	急病	1,179	1,200	△ 21	28,287	27,461	826
	交通事故	42	73	△ 31	1,286	1,317	△ 31
	一般負傷	317	306	11	7,228	7,164	64
	その他	87	114	△ 27	2,826	2,852	△ 26

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	0
下和泉地区	1

連合名	件数
富士見が丘地区	0
上飯田地区	1
上飯田団地地区	0
いちょう団地地区	0
中田地区	0
しらゆり地区	0
その他	0

消防団分団別火災発生状況

分団名	件数
第1分団	0
第2分団	0
第3分団	1
第4分団	1
第5分団	1

季節の変わり目は体調の変化に注意しましょう！

急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったときは、
救急受診ガイド または 救急相談センター（#7119） をご利用ください。

泉消防署

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 3 月 17 日
泉 区 総 務 課

泉区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金に係る令和5年度交付申請及び令和4年度実績報告について（依頼）

日頃から地域の防災・減災に向けた取組を推進していただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度においても町の防災組織による防災活動を充実していただくため、「町の防災組織」活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付いたします。

つきましては、同封の手引きをご参照のうえ手続きをお願いいたします。

1 提出書類

提出書類は必ず配布される様式をご使用ください（独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります）。

なお、以下の「※」のついている書類については、区役所地域振興課へ提出済みの場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 令和5（2023）年度 補助金の交付申請

交付申請書(第1号様式)	
事業計画書	※
収支予算書	※
団体の規約	※
その他団体の防災活動の予定のわかる資料(あれば)	

(2) 令和5（2023）年度 補助金の請求

請求書(第5号様式)	
口座振替依頼書	※
振込先口座の確認できる通帳等の写し	※

(3) 令和4年(2022)年度 補助金の実績報告

※令和4年度に補助金の交付を受けた団体は必ず提出が必要です。

実績報告書(第6号様式)	
活動実績報告書	※
収支決算書	※
その他団体の防災活動の実績のわかる資料(あれば)	
領収書(10万円以上の支出に係るもの)	

2 提出期限

交付申請書（第1号様式）	令和5年8月31日
請求書（第5号様式）	交付決定日から約2週間後
実績報告書（第6号様式）	令和5年8月31日

3 送付書類

- (1) 令和 5 (2023) 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和 5 (2023) 年度 町の防災組織活動費補助金請求書
- (3) 令和 4 (2022) 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (4) 令和 5 (2023) 年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

※ (1)～(4)のデータファイルは泉区ホームページのトップ画面にある「自治会町内会向け書式ダウンロード」をクリックした先のページからもダウンロードいただけます。詳しくは、区役所総務課にお問い合わせください。

※ 当該内容につきましては、令和 5 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ 泉区総務課防災担当 椎野・靱山
TEL 045-800-2309
FAX 045-800-2505
E メール iz-bousai@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様

泉区連長会資料
令和5年3月17日
泉区地域振興課

泉区地域振興課長

令和5年度 自治会町内会等対象の補助事業について

地域の活動を支援の一助として、次のとおり補助事業を実施しますので、よろしくお願いいたします。

1 補助対象団体【自治会町内会、地区連合自治会町内会】

No	名称	申請期限	提出・問合せ先
(1)	「地域活動推進費」及び「地域防犯灯維持管理費」補助金 ※様式及び手引きは席上配付しています。	令和5年8月31日 (木)	地域振興課 地域活動支援担当 三浦 800-2391
(2)	泉区自治会町内会広報掲示板に係る整備補助	令和6年1月31日 (水)	地域振興課 地域活動支援担当 三浦 800-2391

2 補助対象団体【地区連合自治会町内会】※様式等は席上配付しています。

No	名称	申請期限	提出・問合せ先
(3)	防犯活動支援事業補助金 ※令和4年度の補助金報告書の提出期限は、 令和5年4月14日（金）です。	令和5年5月31日 (水)	地域振興課 地域活動支援担当 夏目 800-2397
(4)	泉区地域ごみ減量化推進活動補助金 ※令和4年度の補助金報告書の提出期限は、 令和5年4月28日（金）です。	令和5年5月31日 (水)	地域振興課 資源化推進担当 夏目 800-2398

※ 事業終了後に、事業報告書・決算書等の提出が必要となります。

※ 令和5年4月初旬に「泉区連合自治会町内会長会」ホームページから申請書等の様式をダウンロードできますので御利用ください。

3 その他

本事業については、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に確定しますので、御承知おきください。

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

令和5年度「地域活動推進費」及び「地域防犯灯維持管理費」補助金の交付申請について

令和5年度「地域活動推進費」及び「地域防犯灯維持管理費」補助金交付申請等にかかる関係書類を送付します。御不明な点などありましたら、地域振興課担当までお問い合わせください。

1 提出書類

裏面のとおり

2 令和5年度補助金申請関係書類の提出期限

令和5年8月31日（木）（総会終了後速やかに御提出ください。）

※ 補助金申請関係書類の提出にあたっては、令和4年度の決算関係書類と併せて御提出ください。決算関係書類を審査し、令和4年度補助金額の確定及び戻入の有無を確認した後、順次、令和5年度補助金を交付します。

※ 補助金は、随時とりまとめのうえ交付する予定です。

※ 令和5年4月初旬に「泉区連合自治会町内会長会」のホームページから申請書等の様式をダウンロードできますので御利用ください。

【URL】 <http://www.izumikuren.net/download.php>

3 提出先

泉区役所地域振興課（各地区担当）まで

4 その他

本件事業については、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に確定しますので、御承知おきください。

5 添付資料

（1）提出書類一覧（裏面）

（2）地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請様式

（3）令和5年度地域活動推進費 事務の手引き

（4）令和5年度地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引き

担当 泉区役所地域振興課

田村・三浦

電話 800-2391 FAX 800-2507

■ 提出書類一覧

	提出書類	備考
1 令和4年度活動実績報告		
①	令和4年度地域活動推進費補助金活動実績報告書	
②	令和4年度事業実績報告書	総会資料で代用可
③	令和4年度収支決算書	総会資料で代用可
④	補助対象経費に係る領収書 その他支出を証する書類	1件の金額が10万円以上のもの（公共料金を除く）
2 令和5年度交付申請・交付請求		
⑤	令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書	
⑥	令和5年度事業計画書	総会資料で代用可
⑦	令和5年度収支予算書	総会資料で代用可
⑧	団体の規約	昨年度申請時点から変更がない場合は不要
⑨	自治会町内会等の支払名義の防犯灯電気料金等領収証の写し（4月分）、 又は支払証明書の写し	地域防犯灯維持管理費補助金を申請する場合のみ
⑩	自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し（4月分）	地域防犯灯維持管理費補助金を申請する場合のみ
⑪	令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金請求書	
⑫	口座振替依頼書	

※ 詳細は「地域活動推進費 事務の手引」及び「地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引き」をご参照ください。

※ ⑨・⑩は、東京電力等の電力供給事業者が発行する書類です。

※ 必要に応じて、上記以外の書類を求める場合がありますので御了承ください。

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 3 月 17 日
泉 区 地 域 振 興 課

泉区地域振興課長

令和5年度泉区自治会町内会広報掲示板に係る整備補助について（お知らせ）

日頃から、泉区政に御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、泉区内の自治会町内会（地区連合を含む）が所有し、維持管理を行っている広報掲示板にかかる経費を対象とした「泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金」について、令和5年度も10基程度を補助しますので、お知らせいたします。

1 補助対象

新設（建替え及び移設を含む）、改築及び修繕に係る経費が1基あたり1万円以上のもの
※補助金交付決定前に着工したものは対象外です。

2 補助金額

経費の2分の1が補助額となりますが、3万円を上限とします。
※補助金の交付は、工事完了後になります。

3 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 工事費見積書（写）
- (3) 掲示板設置場所の地図
- (4) 掲示板の現況写真（工事施工前の写真）
- (5) 新設（建替え及び移設を含む）の場合
掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書（写）、民地等の場合は土地使用承諾書（写）

※令和5年4月初旬に「泉区連合自治会町内会長会」のホームページから申請書等の様式はダウンロードできますので御利用ください。

【URL】<http://www.izumikuren.net/>

4 申請期限

令和6年1月31日（水）

※補助予定数(10基程度)に達した時点で、申請の受付は終了します。

5 提出先

泉区役所地域振興課 地域活動支援担当

6 その他

本件事業については、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に確定しますので、御承知おきください。

また、受付は先着順となるため、御提出前に担当へ御連絡をよろしく願いいたします。

泉区役所 地域振興課
担当：田村、三浦
電話：800-2391

泉区自治会町内会広報掲示板整備
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市泉区長

(申請者)
団体名 _____
代表者住所 _____
氏名 _____

町内会等で所有している掲示板を整備するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金交付要綱を遵守します。

1 事業名
泉区自治会町内会広報掲示板整備事業

2 事業費総額（工事費）
_____ 円
【事業費に対する財源】
泉区自治会町内会掲示板整備補助金 _____ 円
自治会町内会負担 _____ 円
そ の 他 _____ 円
合 計 _____ 円

3 補助金交付申請額
_____ 円

4 設置予定場所
横浜市泉区 _____

5 整備する内容
☐ 掲示板の新設（建替え及び移設を含む）
 ☐ 公道（道路占用許可書必要） ☐ 公道以外の民地等（土地使用承諾書必要）

☐ 掲示板の改築
 （具体的な改築の内容： _____ ）

☐ 掲示板の修繕
 （具体的な修繕の内容： _____ ）

6 添付書類
・工事費見積書（写）（複数基申請の場合は、1基ずつの工事金額がわかる見積書）
・掲示板設置場所の地図
・掲示板の現況写真
・新設（建替え及び移設を含む）の場合
 掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書（写）、民地等の場合は土地使用承諾書（写）

泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金の申請手続きについて

◎工事着手（開始）前に補助金申請をお願いいたします。（申請期限：1月末日）

※補助予定数(予算額)に達した時点で、補助申請の受付を終了させていただきます。

■ 最初に提出していただく書類

① 泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金交付申請書(第1号様式)

【添付書類】

- ・工事費見積書（写）
- ・掲示板設置場所の地図
- ・掲示板の現況写真 ※画像データを印刷したものでも可
- ・(新設、建替え及び移設場合) 掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書(写)
民地等の場合は土地使用承諾書（写）

申請書類審査後、**補助金交付決定通知書**を交付します。

■ 工事着手をお願いします。

■ 工事完了後に提出していただく書類

② 完了報告書(第4号様式)

【添付書類】

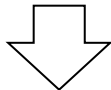
- ・掲示板の完成写真 ※画像データを印刷したものでも可
工事前と後の違いが明確に分かるように写真を撮ってください
- ・工事費領収書（写）

報告書類確認後、**補助金額確定通知書**を交付します。

③ 補助金請求書(第6号様式)

【添付書類】

- ・補助金額確定通知書（写）



指定の口座へ補助金振り込み

◆書類提出先 泉区役所地域振興課

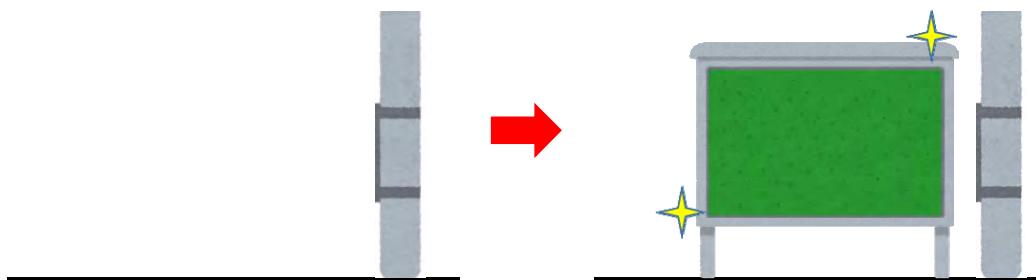
問合せ先：地域振興課 担当：三浦 電話 800-2391

【参 考】

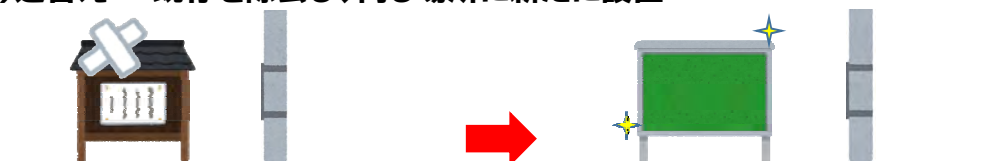
- 1 補助対象事業
泉区内の連合、自治会町内会で所有し維持管理を行っている、一般に広く知らせることを目的とした掲示板の新設（建替え及び移設を含む）、改築及び修繕に要する経費の一部を補助します。
- 2 補助対象
経費が1基あたり1万円以上のもの。
- 3 補助金額
経費の2分の1（3万円を限度）を補助します。
※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
ただし、補助金のお支払いは、工事完了後に完了報告書を提出していただいた後となります。

用語の定義イメージ図

(1)新 設 →何もない場所に新たに設置

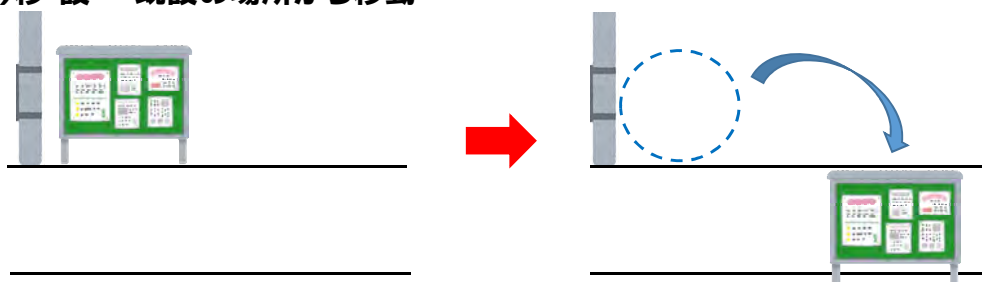


(2)建替え →既存を除去し、同じ場所に新たに設置

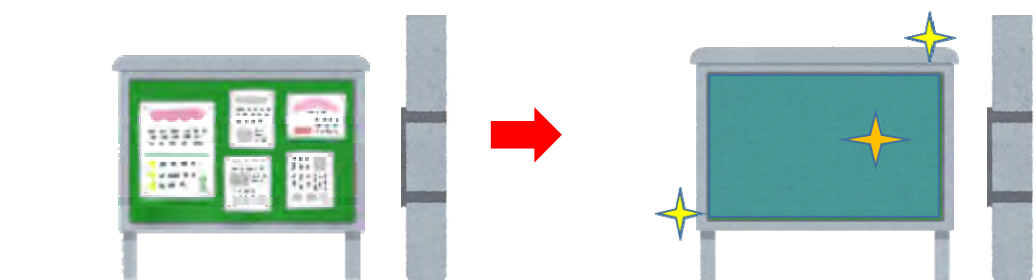


※「既存を除去」とは支柱を含めた全体を建て替える（入れ替える）場合

(3)移 設 →既設の場所から移動

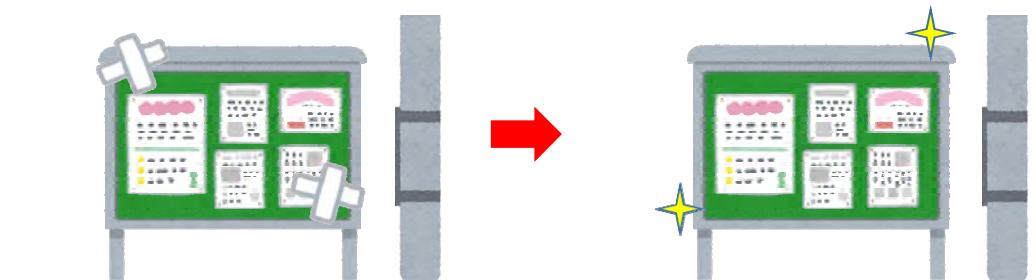


(4)改 築 →マグネット式ガラス戸付きにリニューアル



※支柱はそのままとする場合（支柱を含めた全体を入れ替える場合は（2）建替え）

(5)修 繕 →不具合か所の交換



地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

令和5年度 防犯活動支援事業補助金の交付申請等について（依頼）

日頃から、地域の防犯活動に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年度防犯活動支援事業補助金の交付申請にかかる関係書類を配付しますので、交付申請の手続きをお願いいたします。

また、令和4年度の活動報告につきましても、以下の期限までに報告書類の提出をお願いいたします。

1 対象事業

各地区連合自治会町内会による、自主的な各種防犯活動等に必要な経費を対象とします。

2 交付額

100,000円＋自治会町内会数×5,000 円（上限額）

3 提出先

泉区役所 地域振興課 地域活動支援担当（防犯担当）

4 補助金申請書の提出期限 令和5年5月31日（水）

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）※様式に変更あり
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 補助金請求書（第13号様式）※様式に変更あり

※「泉区連合自治会町内会長会」ホームページから申請書等の様式をダウンロードできますので御利用ください。

5 令和4年度補助金報告書の提出期限 令和5年4月14日（金）

- (1) 完了報告書（第9号様式）
- (2) 実績報告書（第10号様式）
- (3) 収支決算書（第11号様式）
- (4) 補助事業に係るすべての領収書等の写し

※「泉区連合自治会町内会長会」ホームページから申請書等の様式をダウンロードできますので御利用ください。

6 その他

本件事業については、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に確定しますので、御承知おきください。

担当：泉区役所 地域振興課 寺谷・夏目
電話：800-2397

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課資源化推進担当課長

令和5年度 泉区地域ごみ減量化推進活動補助金の交付申請等について（依頼）

日頃から、ごみの減量化・リサイクルに深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度泉区地域ごみ減量化推進活動補助金の交付申請に係る関係書類を配付しますので、交付申請の手続きをお願いいたします。

また、令和4年度の事業活動報告につきましても、次の期限までに報告書類の提出をお願いします。

1 対象事業

各地区連合自治会町内会による、自主的なごみの減量化活動等に必要な経費を対象とします。

2 交付額

70,000 円＋自治会町内会数×3,000 円（上限額）

3 提出先

泉区役所地域振興課 資源化推進担当 （泉区役所3階310番窓口）

4 補助金申請書の提出期限 令和5年5月31日（水）

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式） ※様式に変更あり
- (2) 事業計画書（様式自由：参考様式有）
- (3) 事業収支予算書（様式自由：参考様式有）
- (4) 補助金請求書（第4号様式） ※様式に変更あり

※「泉区連合自治会町内会長会」ホームページから申請書等の様式をダウンロードできますので御利用ください。

5 令和4年度補助金報告書の提出期限 令和5年4月28日（金）

- (1) 補助金完了報告書（第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（様式自由：参考様式有）
- (3) 収支決算書（様式自由：参考様式有）
- (4) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の写し
（1件の金額が100,000円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）

※「泉区連合自治会町内会長会」ホームページから申請書等の様式をダウンロードできますので御利用ください。

6 その他

本事業については、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決後に確定しますので、御承知おきください。

担 当：泉区地域振興課資源化推進担当
寺谷・夏目 TEL：800-2398

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 3 月 1 7 日
泉 区 福 祉 保 健 課

地区連合自治会町内会会長 様
自治会町内会会長 様

泉区保健活動推進員会
会長 武関 いと子

泉区保健活動推進員だより「いずみ（第 26 号）」の発行について

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、泉区保健活動推進員事業に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、泉区保健活動推進員会では、泉区保健活動推進員だより「いずみ（第 26 号）」を作成しました。

つきましては、住民の皆様に保健活動推進員のことを広くお知らせしたく、地区連合自治会町内会会長、自治会・町内会会長にご覧いただきたく、配付させていただきます。

引き続き、保健活動推進員の活動に御協力賜りますよう、お願いいたします。

（問合せ先）泉区保健活動推進員会事務局
（泉区福祉保健課健康づくり係）
佐藤、牧田、高島
電話 045-800-2445
FAX 045-800-2516

泉区の活動

6月2日 みんなの健康アップ!フェスティバル



泉区役所にて開催されました。肌年齢や血管年齢、骨健康度、体組成の測定を各ブース事前予約制で行い、多くの方にご参加いただきました。参加者は測定の結果に一喜一憂されている様子でした。

11月3日 泉区民ふれあいまつり



区民まつりでは保健活動推進員のブースを出展しました。幸い天候にも恵まれ、小さな子どもからご高齢の方まで、より幅広い年齢の方に健康啓発を行うことができました。

11月28日
11月30日 応急処置講習会



国際親善総合病院での応急処置講習会は、コロナの影響で3年ぶりでした。災害時の行動や平時から災害に備えて準備をしなければならないことを学びました。また、AEDの実習では、1分1秒が命に関わることなど大切なことをたくさん教えていただき、大変勉強になりました。

1月31日
2月6日 泉区保健活動推進員会全体研修会



外部講師を招いて、フレイル予防の講義と実技を行いました。予防のためには栄養、運動、人と会って社会とのつながりを保つことの大切さを学びました。また、講師の元気な掛け声で予防体操も行い、大変有意義な研修でした。今回学んだ予防の大切さを地域に伝えていきたいと思います。
*フレイル…「健康」と「要介護状態」の中間の状態

表彰式報告 おめでとうございます

令和4年度横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰を受賞されました。 和泉中央地区 福嶋 直美 様

編集
後記

コロナ禍での保健活動も、模索しながら徐々に再開しつつあります。皆様の地域でも保健活動推進員が工夫を凝らし、健康を目指した様々な活動を行っていますので、お誘い合わせの上、気楽にご参加ください。

泉区保健活動推進員だより

第26号

令和5年2月発行

発行元／泉区保健活動推進員会
責任者／武関 いと子
泉区役所 福祉保健課内
横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
TEL 045-800-2445
FAX 045-800-2516



私たち、泉区保健活動推進員は
地域の皆さんの健康づくりを応援しています!!



後列左より 高島さん(健康づくり係) 鍋木さん(健康づくり係) 内田さん(健康づくり係) 竹岡さん(健康づくり係)
木村さん(健康づくり係) 乾会長(中田地区) 古徳会長(しらゆり地区) 鳥羽会長(新橋地区)
宮島会長(上飯田団地地区) 本間会長(上飯田地区) 合田会長(いちょう団地地区)
前列左より 佐藤健康づくり係長 齋藤福祉保健課長 秋元福祉保健センター長 萩原会長(中川地区)
武関会長(和泉北部地区) 岡本会長(緑園地区) 柴田会長(和泉中央地区) 竹之内会長(富士見が丘地区)
村山会長(下和泉地区)

区会長コメント 武関 いと子

Withコロナ時代と言われてい
る今、どのようにコロナを乗り越
えて活動するかを模索していま
す。その中で今年度は、けんしん
やフレイル予防について普及啓
発活動を行いました。今だからこ
そ、健康について見直してみま
しょう。

センター長コメント 秋元 秀臣

この1年間、感染症対策に工夫
をしながら、地域の健康づくりに
ご尽力いただきましたことにお
礼を申し上げます。地域の活動も
再開しつつあります。引き続き、
活動を継続して、地域の皆様の健
康づくりを進めていただければと
思います。



#住むなら 泉区

各地区の活動

保健活動推進員は身近な地域で健康づくり活動を行っています。

上飯田 地区



2校の小学校の4～6年生を対象に、たばこ薬物の怖さについて講話を行っています。大人になっても健康で長生きをしてもらいたく願っています。

和泉北部 地区



毎年2回、いずみ野小学校の新1年生・2年生を対象に、手洗い教室を行っています。今の時期だからこそ大切なことだと思っています。

新橋地区



3年振りのアッテ祭りで健康チェックを行いました。102名の方が来場されみなさん進んで受けられ、健康意識の高さを感じました。

緑園 地区



ふれあい祭りにて健康チェックを実施しました。約50名の方が来場し、それぞれが健康への意識を高めるきっかけとなりました。

中川 地区



11月6日に中川ふれあいまつりが3年ぶりに開催されました。健康チェックを行い、多くの方に参加いただき大盛況でした。

いちょう団地 地区



コロナ禍でも地域での体操教室を継続しています。3年ぶりの神奈川高齢者体育祭では、緊張感と共に練習の成果を披露することができました。

和泉中央 地区



3年ぶりの和泉中央連合の「ふるさとまつり」にて、健康チェックコーナーを設け、測定を実施しました。



しらゆり 地区



「町ぐるみ健康体操」を毎月2回実施しています。コロナ禍では、様々な感染対策を実施しながら、楽しく活動を続けています。

上飯田団地 地区



秋晴れの日、自然豊かな田園の周辺をウォーキングしました。参加者同士、気軽に話すこともでき良い機会となりました。

富士見が丘 地区



月2回、体操とウォーキングを行っています。ウォーキングでは、季節折々の場所を、目にも身体にも優しく、リフレッシュしながら楽しく活動しています。

下和泉 地区



筋力アップ体操、健康チェック、ウォーキングなどの活動を行っています。11月には、みかん園までウォーキングをして、みかん狩りをしました。

中田 地区



天王森公園までウォーキングを開催しました。金色の稲穂が広がる田んぼの中道と、清流和泉川の脇を気持ちよく歩きました。

ぜひ、お住まいの地域の活動に参加してみませんか



地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 土田 俊樹

令和4年度泉区地域協議会の意見書について（情報提供）

今年度の泉区地域協議会では、「改めて考える 地域の防災力」をテーマに、防災に係る各地区の現状や課題の共有と、課題解決に向けた取組の検討が行われてきました。

この度、泉区地域協議会から「自助」「共助」「防災意識」に分類したそれぞれの課題に対して、地域での実践的な取組につながるようにまとめられた意見書が提出されましたので、情報提供いたします。

担当：泉区区政推進課地域力推進担当 立川・齋藤

TEL：800－2333

FAX：800－2505

E-mail：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

課題検討依頼事項についての意見書

「改めて考える 地域の防災力」

令和5年2月16日

泉区地域協議会

1 はじめに

令和4年度泉区地域協議会第1回定例会で、泉区長から「改めて考える 地域の防災力」というテーマで、課題検討の依頼を受けた。

昨年度、この協議会で次世代と築く地域づくりについて討議した際、若い世代に地域活動への参加を促す方法の1つとして、防災への取組から始めてみることを提案した。防災は世代を問わず関心が高いテーマである。加えてこの3年間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域住民参加の防災訓練が十分にできていない状況であり、地域から不安の声も上がっている。東日本大震災からも12年が経ち、地域の防災力について改めて考えるにはよい機会と捉えた。

そこで、令和4年度の地域協議会は、防災に関係する各地区の現状や課題を共有することから始め、課題解決に向けた取組の提案はできるだけ具体的に記載した。地域での実践につながるよう、討議内容をここに意見書としてまとめることとする。

2 現状と課題

(1) 自助

個人や家庭で取り組む自助に関して、まず、備蓄がある。令和3年に実施した「横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査」※¹によれば、食料や飲料水を3日以上備えている人は47.8%で、準備していないと答えた人の割合が19%あった。協議会委員は既に取り組んでいることも多く、賞味期限内でのローリングストック※²を心がけている、風呂の水を抜かないでおくなど取組の紹介があったが、備蓄に関しては、個人差があることが指摘された。

家具の転倒防止について、同アンケートでは、全部または一部の家具を固定（転倒防止）していると答えた人が56.8%、していないと答えた人が36.1%であった。委員からは、一人暮らし高齢者宅の家具転倒防止器具の設置を行った事例の紹介があった。高齢化が進む地区では、発災時の避難や救助の難しさなどから、自身の身の安全の確保がより重要となってくるが、家具の転倒防止が徹底されていない状況の報告があった。

(2) 共助

地域や近隣で協力して取り組む共助に関しては、防災訓練についての意見が多く挙がった。地域防災拠点と町の防災組織の役割分担が明瞭になっていないこと、訓練に参加する顔ぶれがいつも同じであることなどが指摘された。同アンケートでも防災の研修や訓練に何も参加していないと答えた人が47.5%にも上っている。地域住民や学生を巻き込んだ訓練をいかに計画、実施していくかが課題となっている。

建物が密集している地区や狭あい道路のある地区では、火災について関心が高いものの、消火栓の場所や器材の使い方を知っている住民は少ないという意見があった。

集合住宅では入居時に作成された訓練マニュアルが更新されていないため、高齢化の進んだ状況では役に立たなくなっているのではないかという意見があった。マニュアルの見直しには、当時まだ着目されていなかった女性の視点や要援護者支援を盛り込む必要がある。

要援護者支援については、個人情報の取扱いという壁が立ちただかつて要援護者の把握が

進んでいない状況や過去に作成した要援護者名簿の更新がされていない状況などがどの地区でも共通の課題として挙がった。支援者不足も深刻であるが、そもそも日ごろからの近所付き合いや声掛けができているだろうか、助け合える関係性ができているだろうかと改めて考える場面もあった。緑園地区での手上げ方式^{*3}の取組が定例会で紹介されたが、支援のしくみを地域で持続させていくため、一つひとつ解決していく活動に共感の声が上がった。

(3) 防災意識

泉区民は、近年大きな災害を経験していないため防災意識が低下しているのではないかという意見や、新型コロナウイルス感染症の影響による防災訓練の中止や縮小により、住民同士の協力体制や訓練内容の継承への不安の声が上がった^{*4}。防災は事前の対策が重要であるが、被害を最小限にする「自助」「共助」の必要性を理解してもらいながら、防災意識を高めていくことが課題である。

3 地域で防災を進めていくための取組案

地域の防災力を高めていくには、例えば、地区連合自治会町内会や単位自治会町内会、地域のサロン、地域行事の実行委員会など、地域で活動するさまざまな主体が、各々できることをできる範囲で取り組んでいくことが、大事であると考えます。

そこで、協議内容をできるだけ実践につなげるため、課題に対して来年「取り組みたい」又は「取り組むべき」と考えることを具体的にまとめた。これを参考に、各主体が、できることから少しずつでも実践していただければ幸いです。取組案の具体的な内容は次表のとおりです。

(1) 自助

キーワード	課題	取組案
備蓄	非常食の備え方がわからない、いつも賞味期限切れを起こしてしまうという人がある。	非常食の備え方や確認の方法についての講習会を実施する。あわせて非常食メニューの紹介も行う。
		普段の生活で備蓄しているものを、災害時を意識した備蓄へと変えていくようにする。
	各家庭（特に高齢者世帯）の備蓄状況がわからない。	講習会や訓練の場、高齢者世帯への訪問時を利用して、災害対策度チェック表を使った確認を行う。
家具等の転倒・落下	家具等の固定が徹底されていないため、地震の際、負傷等の原因となる。	まずは各家庭で固定等の対策を行うが、高齢者世帯など支援が必要な世帯については、地域のつながりの中で声を掛け合って点検し、家具等の転倒・落下防止策や家の中の安全スペースづくりを行う。

(2) 共助

キーワード	課題	取組案
集合住宅	高層階におけるエレベーター停止やライフライン停止を想定した行動計画がない。	避難方法や備蓄のあり方など、課題を自治会町内会内で共有し、計画をつくって訓練を行う。
防災体制	自主防災組織の強化が必要である。	自治会町内会に「防災部」や「防災体制見直し検討部会」を設置する。
	防災マニュアルが古くなっている。	自治会町内会に防災マニュアルを見直すチームを立ち上げ、更新を行う。
防災訓練	自治会町内会役員が毎年交代するため、訓練の意義やその方法が伝わっていない。また、方法を理解してもらうのに時間がかかる。	新旧の役員が一緒に防災訓練に参加する。
	訓練参加者の顔ぶれがいつも同じである。	地域行事（文化祭、運動会、まちあるき、清掃活動、焼きいも大会など）の中に防災ブースや防災訓練の要素を組み込んでいく。
		ゲーム感覚で多世代が参加できる訓練にするなど、内容に変化をつけていく。
	災害用トイレや避難所の環境づくりに女性の視点が必要である。	訓練やマニュアルづくりには女性の参加を促し、意見を取り入れていくようにする。
	寒い時期に訓練を実施しているため、役員や高齢者への負担が大きい。	訓練の目的や対象に応じて実施時期を見直し、地域にとって参加率があがるなど、効果的な開催となるよう検討する。
	地域に障害者施設や高齢者施設があるが、一緒に訓練をしたことがない。	地域と施設等との情報交換の場を設け、合同訓練を企画していく。
防災拠点	地域防災拠点とまちの防災組織の役割の違いについて、住民は把握ができていない。	行政による出前講座を実施する。
火災	地域に消火ホースなどの器具を使用して初期消火ができる人が少ない。	初期消火訓練で消火器だけでなく、他の器具も扱うことのできる人を増やしていく。
安否確認	災害時に各戸の安否確認が必要であるが、しくみが整えられていない。	安否確認グッズの活用を促すとともに訓練で実際に使用してみる。

キーワード	課題	取組案
要援護者	要援護者及び支援者名簿が古い、または名簿を作成していない。	要援護者名簿の更新作業、支援者の募集を行い、共助の組織づくりを行う。
	高齢化により要援護者が増えている。	
	発災時に助け合えるよう、顔の見える関係づくりが必要である。	親睦会やサロン等の交流の場への参加を呼び掛け、日ごろから顔見知りになっておく。
	発災時に要援護者を孤立させずに、避難できるかどうか不安である。	車いすで避難する体験や当事者から話を聞く機会を設ける。
担い手不足	自治会町内会離れが進み、防災訓練参加者や要援護者に対する支援者が減少、災害時の担い手が不足している。	災害時における自治会町内会の重要性や役割をPRし、自治会町内会への加入を促進する。
	災害が日中に発生した場合、地域には子どもと高齢者しかいない状況となる。	中学校と連携し、中学生と一緒に小学生の帰宅訓練や地域防災拠点開設訓練等を実施する。
		地域行事の時に中学生、高校生、大学生、子育て世帯の人と一緒に楽しむことで、日ごろから顔の見える関係づくりをしていく。
	若い世代が参加しやすい防災訓練になっていない。	オンラインでできる訓練や時間を短縮した訓練、時間に縛られない訓練など、多忙な世代を考慮した実施方法を取り入れる。
		若い世代が興味を持っているアウトドア、キャンプにからめて、防災の体験学習を実施する。

(3) 防災意識

キーワード	課題	取組案
防災意識	地域の特性（災害時に弱いところ）や消火器具等の場所が把握されていない。	いっとき避難場所、消火栓、緊急車両が通れない狭あい道路等を把握する防災マップを作成する。
	災害に対する危機感が薄れている。	被災者の体験談や備蓄の必要性を説く講座を企画する。被災経験のない子どもたちを対象にしたり、高齢者に語ってもらったりして、多世代に参加を呼び掛ける。
	災害に強い人づくりが必要である。	
		事前復興まちづくり訓練※ ⁵ を実施して、災害をイメージする力をつけるとともに、防災まちづくりのアイデアを共有していく。

4 まとめ

今年度の地域協議会では、自分たちがまず備える、自分たちの命は自分たちで守るという意識を持って、自助・共助の取組を中心に、改めて地域の防災力を考えてきた。

検討において特徴的だったのは、これまでも防災訓練や防災講習会等は実施されているが、今まで参加がなかった層に参加してもらうため、多世代で楽しみながらできる内容を取り入れていく試みが挙げたことである。地域行事との組み合わせや親子参加のゲーム形式による学習など、年1回の訓練ではなく、さまざまな場面で多くの人が防災に触れることができるようにすると、地域全体の学習効果は高くなる。防災意識を持つことができれば自然と行動へ結びついていくと考えられる。中学生や高校生の活躍にも期待するところである。平時から地域が学校との連携を深めて一緒に訓練をしておくことで、災害時に若い世代の力が発揮されることになる。

今回の検討のもう一つの特徴は、要援護者支援の取組である。超高齢社会の到来とともに、その必要性は年々高まっているが、その一方で支援者も高齢者となっていると委員の皆が感じるところであった。また、要援護者支援を進める上では、隣近所の小さな単位で取り組む「^{きんじょ}近助」が有効であり、安否確認の推進に自治会町内会が果たす役割の大きさも改めて認識することができた。いま一度、隣近所の助け合いや町の防災組織に着目して取り組むことができるとよい。

最後に、それぞれの地区で自助、共助を実践していくにあたっては、地区ごとに課題も解決方法にも違いがある。行政側からはそれらに応じて積極的な情報提供と情報把握、専門の見地からアドバイスをしていただくなどの支援をお願いしたい。

泉区内の各地区においては、この意見書を参考に防災への取組を検討し、ぜひ実践して地域の防災力向上につなげていただきたい。

(注釈)

- ※1 横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査報告書 横浜市総務局危機管理室 令和4年1月発行。
- ※2 循環備蓄のこと。普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つ方法。
- ※3 地域の中の要援護者を把握する方法の1つで、地域で要援護者名簿への登録の希望や支援の希望の有無等を確認し、要援護者を把握する。他に同意方式、情報共有方式がある。
- ※4 令和元年度泉区区民意識調査結果報告書（令和元年12月発行）によると、飲料水を3日分程度以上備蓄している家庭は63.9%、食料は56.9%であった。また、泉区総務課の集計によると新型コロナウイルス感染症拡大以降、令和2年度の地域防災拠点訓練の実施率は43%、令和3年度の実施率は52%で、そのほとんどが参加者を運営委員等に絞り、時間を短縮した縮小実施であった。
- ※5 災害が起きた後の「避難～仮住まい～復興まちづくりの検討」までのプロセスを疑似体験し、円滑に地域で行動・検討するための訓練のこと。

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 3 月 17 日
泉区連合自治会町内会長会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区連合自治会町内会長会事務局

泉区自治会町内会区域図について（送付）

日頃から泉区政及び市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度「横浜市泉区自治会町内会区域図（令和5年1月現在）」を作成しましたので、御参考までに送付いたします。

泉区自治会町内会区域図は、泉区内に転入された方などへ自治会町内会の区域をお示しし、御活用いただくために作成しています。

また、「泉区連合自治会町内会長会ホームページ」からも区域図を参照できるようになっておりますので、御承知おきください。

なお、図面に現況との相違がある場合は、大変お手数ですが担当までお知らせください。

どうぞよろしくお願いいたします。

【泉区連合自治会町内会長会ホームページ】

<http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会長会事務局
（泉区地域振興課内）

担当 田村、森田

電話 800-2391 FAX 800-2507



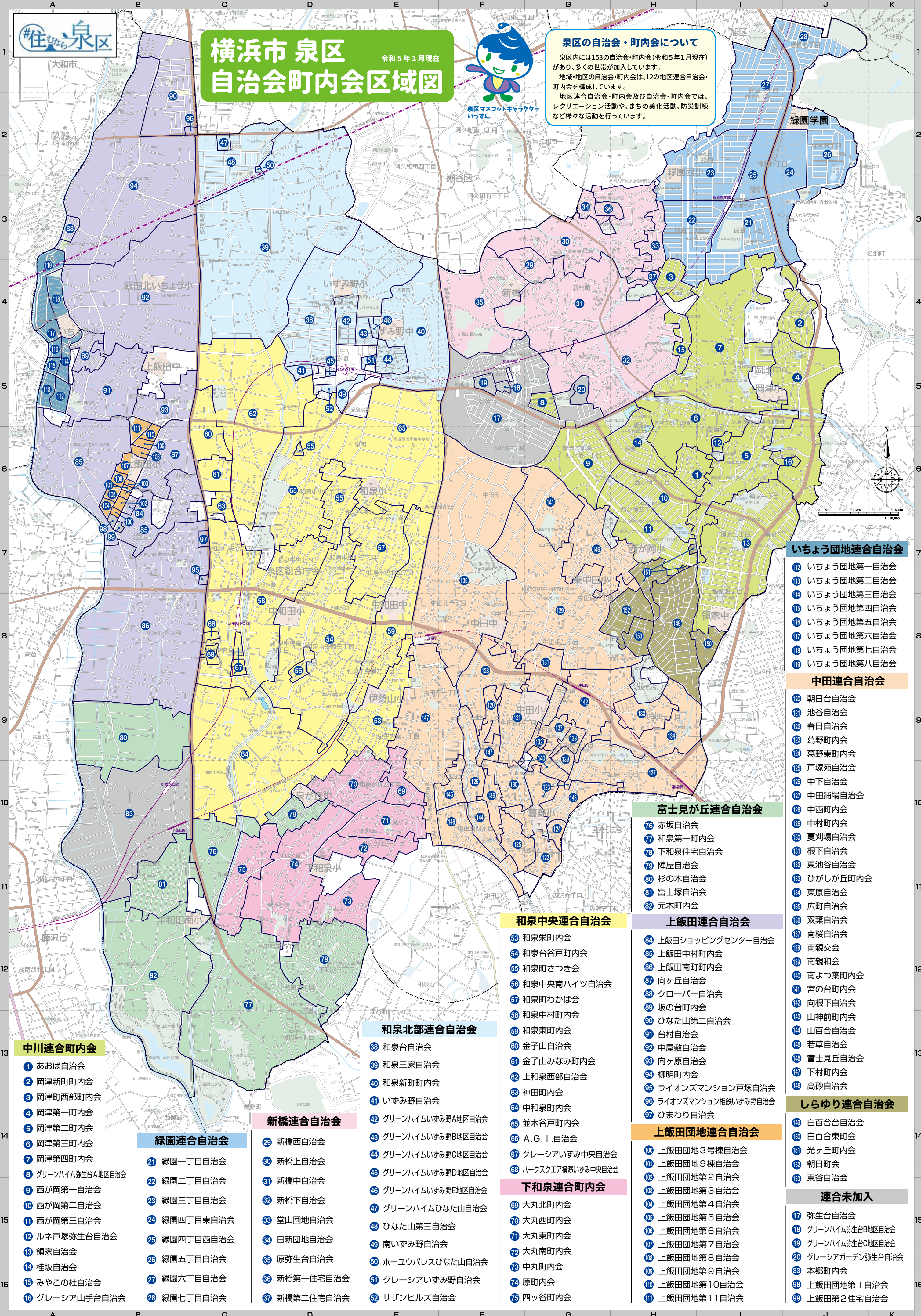
横浜市 泉区 自治会町内会区域図

令和5年1月現在



泉区マスコットキャラクター
いっすん

泉区の自治会・町内会について
泉区内には153の自治会・町内会(令和5年1月現在)があり、多くの世帯が加入しています。
地域・地区の自治会・町内会は、12の地区連合自治会・町内会を構成しています。
地区連合自治会・町内会及び自治会・町内会では、レクリエーション活動や、まちなみ美化活動、防災訓練など様々な活動を行っています。



いちよう団地連合自治会

- 117 いちよう団地第一自治会
- 118 いちよう団地第二自治会
- 114 いちよう団地第三自治会
- 115 いちよう団地第四自治会
- 116 いちよう団地第五自治会
- 117 いちよう団地第六自治会
- 118 いちよう団地第七自治会
- 119 いちよう団地第八自治会

中田連合自治会

- 120 朝日台自治会
- 121 池谷自治会
- 122 春日自治会
- 123 葛野町内会
- 124 葛野東町内会
- 125 戸塚苑自治会
- 126 中下自治会
- 127 中田跡場自治会
- 128 中西町内会
- 129 中村町内会
- 130 夏刈場自治会
- 131 根下自治会
- 132 東池谷自治会
- 133 ひがしが丘町内会
- 134 東原自治会
- 135 広町自治会
- 136 双葉自治会
- 137 南桜自治会
- 138 南親交会
- 139 南親和会
- 140 南よつ葉町内会
- 141 宮の台町内会
- 142 向根下自治会
- 143 山神前町内会
- 144 山百合自治会
- 145 若草自治会
- 146 富士見丘自治会
- 147 下村町内会
- 148 高砂自治会

しらゆり連合自治会

- 149 白百合台自治会
- 150 白百合東町会
- 151 光ヶ丘町内会
- 152 朝日町会
- 153 東谷自治会

連合未加入

- 17 弥生台自治会
- 18 グリーンハイム弥生台B地区自治会
- 19 グリーンハイム弥生台C地区自治会
- 20 グレーシアガーデン弥生台自治会
- 83 本郷町内会
- 98 上飯田団地第1自治会
- 99 上飯田第2住宅自治会

富士見が丘連合自治会

- 76 赤坂自治会
- 77 和泉第一町内会
- 78 下和泉住宅自治会
- 79 陣屋自治会
- 80 杉の木自治会
- 81 富士塚自治会
- 82 元木町内会

和泉中央連合自治会

- 53 和泉栄町内会
- 54 和泉台谷戸町内会
- 55 和泉町さつき会
- 56 和泉中央南ハイツ自治会
- 57 和泉町わかば会
- 58 和泉中村町内会
- 59 和泉東町内会
- 60 金子山自治会
- 61 金子山みなみ町内会
- 62 上和泉西部自治会
- 63 神田町内会
- 64 中和泉町内会
- 65 並木谷戸町内会
- 66 A.G.I.自治会
- 67 グレーシアいすみ中央自治会
- 68 パークスクエア横須いすみ中央自治会

下和泉連合町内会

- 69 大丸北町内会
- 70 大丸西町内会
- 71 大丸東町内会
- 72 大丸南町内会
- 73 中丸町内会
- 74 原町内会
- 75 四ッ谷町内会

和泉北部連合自治会

- 38 和泉台自治会
- 39 和泉三自治会
- 40 和泉新町町内会
- 41 いすみ野自治会
- 42 グリーンハイムいすみ野A地区自治会
- 43 グリーンハイムいすみ野B地区自治会
- 44 グリーンハイムいすみ野C地区自治会
- 45 グリーンハイムいすみ野D地区自治会
- 46 グリーンハイムいすみ野E地区自治会
- 47 グリーンハイムひなた山自治会
- 48 ひなた山第三自治会
- 49 南いすみ野自治会
- 50 ホーユパレスひなた山自治会
- 51 グレーシアいすみ野自治会
- 52 サザンヒルズ自治会

新橋連合自治会

- 29 新橋西自治会
- 30 新橋上自治会
- 31 新橋中自治会
- 32 新橋下自治会
- 33 堂山団地自治会
- 34 日新団地自治会
- 35 原弥生台自治会
- 36 新橋第一住宅自治会
- 37 新橋第二住宅自治会

緑園連合自治会

- 21 緑園一丁目自治会
- 22 緑園二丁目自治会
- 23 緑園三丁目自治会
- 24 緑園四丁目東自治会
- 25 緑園四丁目西自治会
- 26 緑園五丁目自治会
- 27 緑園六丁目自治会
- 28 緑園七丁目自治会

中川連合町内会

- 1 あおば自治会
- 2 岡津新町町内会
- 3 岡津町西部町内会
- 4 岡津第一町内会
- 5 岡津第二町内会
- 6 岡津第三町内会
- 7 岡津第四町内会
- 8 グリーンハイム弥生台A地区自治会
- 9 西が岡第一自治会
- 10 西が岡第二自治会
- 11 西が岡第三自治会
- 12 ルネ戸塚弥生台自治会
- 13 領家自治会
- 14 桂坂自治会
- 15 みやこの杜自治会
- 16 グレーシア山手台自治会

令和5年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和4年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,492件（前年比－391件）、負傷者数8,483人（前年比－514人）と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに減少しました。

しかしながら交通事故死者数は、統計開始以来最少だった前年より増え38人（前年比＋2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が19人、二輪車乗車中が12人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが15人と約4割を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和5年度は令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の向上」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進し、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 二輪車・自転車の交通事故防止
- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

（1）各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名 称	実施期間	備 考
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4月5日（水）～11日（火）	別に実施要綱を定めます。
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	5月11日（木）～20日（土） 5月20日（土）	
夏の交通事故防止運動	7月11日（火）～20日（木）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（木）～30日（土） 9月30日（土）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（月）～20日（水）	

(2) 強化月間

(※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名 称 (スローガン)	実施期間	備 考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(月)～31日(水)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(木)～30日(金)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(日)～31日(火)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(金)～31日(日)	

(3) 年間を通じて実施する取組

(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えられることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット（ルールちゃん、まもるくん）と指導員による交通安全教室

令和5年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回（予定）



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクエアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS（Twitter 等）、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和4年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、南区、瀬谷区
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区、瀬谷区

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和5年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和6年 2月上旬（予定）	【協議事項】 ・令和5年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和6年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック
コンパクト版）



（啓発チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市民道局では、視聴覚教材（DVD、紙芝居）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎ 045（671）2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材（DVD）



横浜市交通安全キャラクターパペット
（ルール） （まもる）



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

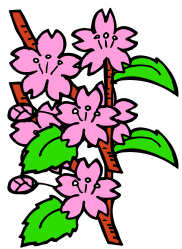
その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)



令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱

目 的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、新入学児童・園児を交通事故から守り、交通ルールとマナーの基本を身につけさせることで、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年4月5日（水）～4月11日（火）の7日間

ス ロ ー ガ ン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重 点

- 1 新入学児童・園児の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◇◇令和4年中 幼児・園児、小学生、中学生の交通事故発生状況◇◇

	幼 児 ・ 園 児			小 学 生			中 学 生			全 事 故		
	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数
鶴 見 区	9	0	14	25	0	27	12	0	12	669	4	745
神 奈 川 区	2	0	2	9	0	8	0	0	0	363	3	400
西 区	3	0	3	2	0	2	3	0	3	255	3	285
中 区	5	0	5	7	0	7	6	0	6	384	1	432
南 区	5	0	6	9	0	9	2	0	3	328	2	361
港 南 区	8	1	8	30	0	30	9	0	8	477	2	585
保 土 ケ 谷 区	8	0	9	13	0	15	4	0	4	454	0	526
旭 区	6	0	8	12	0	14	7	0	6	528	2	594
磯 子 区	8	0	11	15	0	16	7	0	6	311	1	354
金 沢 区	5	0	7	13	0	13	13	0	12	506	2	574
港 北 区	4	0	4	18	0	19	3	0	3	512	2	559
緑 区	12	0	15	12	0	13	4	0	3	371	5	416
青 葉 区	6	0	8	25	0	26	11	0	13	543	1	625
都 筑 区	9	0	12	25	0	28	7	0	6	438	4	509
戸 塚 区	6	0	6	20	0	21	8	0	9	514	4	571
栄 区	1	0	3	5	0	5	4	0	4	193	0	238
泉 区	3	0	3	12	0	12	8	0	8	272	0	297
瀬 谷 区	6	0	7	11	0	10	8	0	8	374	2	412
横 浜 市 内	106	1	131	263	0	275	116	0	114	7,492	38	8,483
神 奈 川 県 内	281	2	346	802	1	832	374	0	360	21,098	113	24,382

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等に注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 新入学児童・園児を中心とした街角アドバイスを積極的に推進します。
- 3 関係機関・団体に交通事故分析資料等を積極的に提供するなど、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 4 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から新入学児童・園児を守る取組を推進します。

教育関係

- 1 新入学児童・園児への交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 家庭との連携を密にして、登下校時及び帰宅時の交通事故防止を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 安全な歩き方や横断の方法、自転車の安全な乗り方及び乗車用ヘルメットの着用などの基本的な交通ルールについて具体的に教えましょう。
- 2 子どもとともに、通学・通園路を事前に確認し、危険な箇所での通行方法などを現場で指導し、実行させましょう。
- 3 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 4 危険な横断などを見かけたら思いやりの気持ちをもって声をかけ、手をさしのべましょう。

横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045(671)2323